

個について六十円というお話をござい

結果になると思うのでござい

供がルーズあるいは緩慢であつたため

盛んになつて、公社電話の加入を非常に

るのでございしますが、もし撤廃ができ

ますが、それで計算いたしますと、二

それから次に、接続した後の保守員

に、地方に有線放送が燎原の火のよう

阻害しているかというのを考えて、

ないとしたならば、何らかもつと

十五個の電話機に対して一回線とい

あるいは交換手の資格の問題でござ

にはびこつたという議論がなされてお

私も、昨日でしたか、調べてみたので

ほかの合理的な方法をもつてこの許可

ようなことになりまして、それでは

ますが、御存じのとおり、有線放送電話

によってございまして、私もはそう考

したが、決してそういうことではないよ

と、こういうふうに考えるのでござい

ちよつと、PBXの場合も、用をなさ

の施設者というものは、脆弱の基礎に

えておらないのでございまして、有線

うでございまして、最近におきまして

ます。

ないほどのたぐさんの電話機が一回線

立つたところの地方自治体なりある

いは自治省が唱へました新農村の建設

は、うちのほうの局でも一年間に百

最後に、有線放送電話は、償却が少

について要る形にもなりますので、そ

あるいは交換手の資格の問題でござ

に、有線放送電話が公社線と接続に

六、七十の加入の申し込みがござい

公社電話がこれにとつてかわるとい

ういう計算からいきまして、千五百

給料を出して優秀な職員を雇い入れ

きな題目に沿ひまして、各地方の自治

すし、本年度あたりは、四月、五月二

よりな御議論がなされておるようで

田は少しきついのではないか。こと

意味で、公社では、PBXに対しては

ういうことを実施するには、有線放送

考へますと、有線放送電話の普及とい

色といふのは、あくまで放送並びに電

に、有線放送電話が公社線と接続に

は手段として、これを実行するのが一

番適切な方法であるという観点から、

害するのでなく、かえつて一生懸命電

話の不完全な、不徹底なところは通話

な面での出費が有線放送電話施設のほ

きまして、経験年数とかその他を参考

えておるのでございまして、私ども

と、そういういろいろな成り立ちとか、

十二分に発揮されるところに有線放送

うにかかつて参りますので、もしどう

たたくという程度にとどめていただき

も東京下でございまして、私ども

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

とでございましてならば、そういうこ

会では、保守員とかあるいは交換手

ましたが、その一年間の申し込み数を見

可といふことは、はなはだ當を得て

な御議論はどうかと思うのでござい

ちらでの役務の提供した部面に対し

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

しても、何らかの姿で、還付とかある

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

いは支払つていただくとか、お金を戻

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

してもらうような形にして、私どもの

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

負担のなるたけ軽いように心がけが

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

願いたいと思うのでござい

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

なお、定額制の局の場合に、有線放

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

送電話が接続した場合に、今までの

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

試験地域の場合でござい

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

こちらから局の電話の加入者にかける

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

場合には、一通話について七円ずつを

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

支払い、局の電話の加入者から有線放

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

送電話の加入者にかける場合には無料

たたくという程度にとどめていただき

と、そういういろいろな成り立ちとか、

あるいはその結果とかを考へてみま

電話の効果があるために、電話と放送

ひ諸先生方に御研究していただきたい
と思うのでございます。

いすれにしても、有線放送電話
といふのは、私は、通信放送界に
おきまして、世界に誇るべき新しいも
のをこの日本のうちに創造したと、こ
ういふふうに私は加えておるの
でございます。郵政の仕事にも種々か
しい一ページを私は加えつつあるん
ではないかというふうにぜひお考えを
願ひしまして、私も今どこへ取り
ついていいんだかわからないような状
態にあるものでございますが、今後は
しっかりとわれわれをひとつ引き上げ
ていただきまして、有線放送電話の発展
というものに御支援をお願いいたし、こ
ういふふうに考えるものでござい
ます。

○委員長(光村基助君) 次に、進藤参
考人をお願いいたします。

○参考人(進藤誠一君) ただいま御紹
介にあずかりました進藤でございます。

私は、この問題に對しまして、角度
を変えて、国の通信政策上の面から所
見を申し述べてみたいと思ひます。

ここに元通信省電務局長というこ
とになっておりますが、これはもう実
は二十五年以上も前のことであります。
その後、私は満洲電電株式会社の副
社長を仰せつかりまして、六、七年向
うにおりました。終戦後は、また民間
の全国電話設備協会というものの会長
にすめられまして、今日に至つてい
るのでございます。そういうことで
ございますから、こうした私の経験につ
いてお話を申し上げつつ、本案に對す
る意見を申し述べてみたいと思ひま
す。

この有線放送の起りは、ちやうど
私が電務局長をしておった当時なので
ございまして、当時、農村方面ヘラジ
オの普及をはかるために、有線で多数
共同聴取設備を作らせようというの
で、放送協会と局と一緒にやりまし
て、これの奨励に努めたものでありま
す。この施設を、その後、自治体や協
同組合が、村民に對する諸種の放送を
するといふ目的に利用せられること
になって、ますます発達して参つたの
であります。戦後は、御承知のように、
この設備に電話機を取りつけて、部落
民相互間の通信に利用せられること
になっております。このアイデアはた
いへんおもしろいものであつて、この設
備を更にうまく活用して、こういう便
利なことが出来るというこはいいこ
とである、これによつて、新しい農村
の建設に貢献するところが少なくない
と、私は期待をかけた一人でありま
す。

ところが、これがさらに発展いたし
まして、施設区域外に出る、さらにま
た、一町村の区域から県全般にまで及
ぶ、さらにまた進んで県の外まで伸び
よう、こういうような最近の傾向に對
しましては、私は少なからず疑問と危
惧の念を抱かざるを得ないのであり
ます。

それはどういふことかと申します
と、有線放送が、当初の農村振興と
か、新農村の開拓という大目的を逸脱
して、公衆電話の分野にまで侵入して、
電気通信法の冒頭にも書いてあります
ところの、電気通信に関する秩序の
確立という目的に混乱を来たすおそれ
が多分にひそんでおる。それととも
に、また農村振興の面から申します

と、第二義的の目的であるにすぎない
ところの電話のほうにあまり力が入り
過ぎておるのではないかと思われま
す。ほんとうに農村の振興の目的なら
ば、農村のためにここまで伸びて発展
をさせなければならぬ必要があるかど
うか、それは私は疑わしいように感ず
るのであります。

電話の普及は、もっぱら電電公社の
任務でありまして、昔は通信省であり
ましたが、私も、当時やはり農村振
興策につきましては非常にこれに協力
して努力をして参つた記憶があるので
あります。すなわち、電話が農村にな
いといふことは、農村が生産物を出荷
するといふことについても、都市に對
して非常に不利な立場に置かれると
いうことは申すまでもないのであり
まして、これは、どうしても農村に對する
電話の普及といふことははからなけれ
ばならぬ。それには、まず第一の方策
として、無電話部落の解消といふこと
を考えたのであります。つまり、電話
通信のない部落をなくしようというの
でありまして、普通の加入者電話を農
村津々浦々まで普及するといふことは
なかなかむずかしいけれども、一部落
が少なくとも一つは公衆の用に供せら
れる電話を設置して、農民の最小限度
の要求を満たしたいといふのがこの計
画でありまして、これが実行に移され
たのであります。当時、官営時代
でもあり、また、ことに戦争のために
これが十分に行なわれないうちに終
つたことと思ひます。ところが、戦後、公
社ができましたから、この計画はいつ
ぱに完成されておりました。今日にお
いては、戸数が二十戸ぐらいの部落に
は、全国全部農村公衆電話が設置され

て、無電話部落は完全に解消してい
るが現状であります。そういう現状に
おいて、この施設の要否を考える必要
があると思ひます。

さらに、私の満洲電電時代におき
まして最も苦労いたしましたことの
一つに、公衆電話のシステムの統一とい
うことがあります。電話の事業という
うなものは、申すまでもなく、全国に
くまなく通信網を張りめぐらすとい
うことであります。これは、必然的に一
国一系統しかあり得ないのでありま
す。性質上あり得ないのでありまし
て、法律によつて、独占を許すとか、
独占の利益を与えるといふことではな
く、公衆のためにこれは絶対必要な
のであります。もし、一国内に二つの
異なる通信網が並び立つといふことが
あつたならば、公衆はたいへんな迷
惑、不利不便を受けます。これが適例
は、無政府時代の満洲でありまして、
満洲に至るところに不完全な電話施設が
たくさんありまして、これがために、
公衆はこの利用に全く困つたのであり
ます。はなはだしいのは、電話の利益
を受けようと思へば、一軒のうちで二
つの電話をつけなければ電話の用をな
さぬ、こういうような状態が起つた
のであります。満洲電電ができました
から、初めてこの混乱を統制して、電
話業務の秩序を確立したのであります
が、一つ申し上げておきたいことは、
最後までこの統合ができずに終つた
ものがあります。この場合、私の痛感
したことは、こういうことでありま
す。法令違反の不法設備であつて、一
たび既成事実が発生した以上は、これ
を改めることはほとんど不可能に近い

ほど困難がある、こういうことであり
ます。

そこで、こういうことにならないよ
うにするためには、その根本の原因を
なくすることでありまして、初めから
法規は厳格に勵行して、間違つた施設
ができないように、固く規定の初めに
これを保障することが絶対に必要であ
る、こういうことをここに申し上げた
のであります。こういうことを申し
上げますと、そんなむづかしい例は満
洲のことであつて、日本では考えられ
ぬとおっしゃるかもしれません、そ
うではない。私が当局者のとき、日本
の内地でも、ある非常に大きな私設電
話で、こういう例があつたのであり
ます。

それからまた、これははなはだ恐縮
であります。今問題となつておる有
線放送電話の中にも、現在の法規を逸
脱した施設が絶無であるといふこと
は言えないのではないかと私は見て
おります。ただいま私の関係いたして
おります民間施設の電話にいたしま
しても、PBXのほか、集団住宅電
話、あるいは地域団体の電話があり、
それぞれ特殊の分野を持つてやつてお
るのであります。有線放送電話の分
野、そのあり方といふことにつきま
しては、私は格別に関心を持つておる
のであります。今回の法案につきま
して、この成り行きについては、陰な
がら注意をして見守つて参つたので
あります。

ここにきておりますこの法案は、
これができるにすぎません。関係の
当局の皆さんが慎重な配慮をされまし
て、農村方面の要望を十分に満たす
とともに、電気通信業務の秩序を確保す

という大筋は通しておると思ひます。一言にして申し上げれば、この法案は、農村側の要望と通信政策の両面を調和した、そうして調和したぎりぎりの最大限の法制であると思ひておられます。この両面を調和されおると申しますが、いずれかといへば、農村方面の側の方にやや行き過ぎておるぐらゐでありまして、一國の通信の政策上の見地から見ますと、若干将来に対する危惧をやはり抱かないわけにはいきません。この法案は、しかし非常な苦心の作でありまして、その運用さえよければ、さうな危惧はなく済むと思ひます。

そこで結論をいたしまして、本日私の意見といたしましては、この法案には賛成の意を表します。ただ、今申しましたような私の経験から、この改正後の運用の面、それから将来のわが國の通信政策から見て、将来の見通しというところについて、私の私見を二、三申し上げて終わりたいと思ひます。

その第一は、本法案による措置は、この際の応急の、いわば変則的の措置であつて、通信政策として本筋ではない。したがひまして、この立法を認めると同時に、ぜひとも、一面において、永久策として、本筋であるところの電電公社の電話普及の一そのの促進ができるように諸政策をやることを御考慮をお願いしたい。これは特に國會の皆様に望みたいところであります。それから第二には、この接続電話につきましては、第一種と第二種とがありますが、私は、この運用上、第一種に重きを置いて、第二種の、つまり市外接続のほうは、あんまりこれを拡張されないことが望ましい、かように考え

ます。これは、さき申しました通信政策の面からはもちろんであります。そればかりでなく、農村政策の側から考えましても、私は、本来の目的に沿うためには、かくあるべきだと思ひておられます。元來、農村電話——農村の対策というところから出たところの有線放送電話は、村の地域が主であるべきはずであります。町なり市なりといふものに至つては、その要望は少ないはずだと思ひます。ところが、現状を見ますと、統計によると、これに反して、市や町のほうにこの施設が非常に普及しておつて、ほんとうの農村、純農村で、われわれがぜひやつてもらひたい、当然やるべきじゃないかと思ひようなほうには、あんまり発達していない、こゝういふ奇異な状態に私は今なつておると思ひます。すなわち、言いかえれば、公社の電話がない地域に発達すべきであるが、そのほうではなく、公社の電話がすでにある地域に相当この施設が行なわれておる、こゝういふことであります。これらの点を見ますと、そうしてこれらのところをよく見ますと、加入者の大部分は農家ではなく、商店や勤労者が多いのであります。言いかえれば、それは農村の対策のための有線放送電話ではなく、いわゆる一般の公衆電話であるわけでありまして。そういう、本来の趣旨から離れた施設に、この第二種の施設の要望が私は多いのだと思ひておられます。これは、農村対策からではなく、一般公衆電話の分野で考慮すべきことである。これはどうしても電電公社のほうで一日も早く解決をせよといふと思ひのでありまして、第二種の接続を許すという問題ではない、

私はかように考えております。なお、この第二種の接続のために多額の改修費を要するのであります。現在の施設をそのまま使つて活用するといふことではなく、今の施設を相当取りかえたり、金を注いで改めなければならぬのであります。第一種だけならば、現在の施設をそのまま使つてやれる。または改めるにしても、ごくちよつと手を入れれば使えるのであります。そういうことをやるために、何らの経費や、いわんや補助金のごときはなくてできると思ひのであります。それから第三番目は、先ほども申し上げましたが、地域条件の問題であります。例の普及率の百分の一・七といふものをもつと緩和して、もつと程度の高いところにも許せと、こゝういふことであります。これには私は賛成しかねるのであります。普及率がいかようであらうとも、かりに電電の普通加入区域になつておるところでも、この基準によりますと、公社の設備が今後相当の期間困難で連絡不便だといふところは、無条件に認められるのであります。それで十分なのであります。地域団体のごときはこゝういふところでもやり得るのであります。これだけやれば十分であります。公社の電話の普及しているところに、程度を高め、なお二つの系統を持つていく必要がどこにあるかと、私には考えられません。

やるのが仕事の本体であつて、放送の合間にこれをやるのでありまして、したがひまして、電話の専用に供することはない、電話がかかつてきても、放送をやめて電話を通すといふことはしてよい——それは両方矛盾するのであります。公衆電話施設とすれば不完全な施設であります。したがひまして、公衆電話の要望を達するためには、どうしても公社電話の普及によりなければならぬ。このほうが公社電話の普及を早く促進して、そのほうが普及するに従つて、有線放送のほうのいわゆる公衆電話はだんだん縮小し、または廃止していくべきものであると思ひます。したがひまして、こゝういふ変則的なものに対しては、補助、助成、助長、奨励政策をとるべきではない。これはどこまでも農村地方の力によつて自主的に運営もやり、施設もおやりになるのがいい。そういうものだと思ひておられます。したがひまして、公社側に対しては、この法律が通つたことによつて、公社の肩の荷は少し軽くなったのだと考えたら、たいへん公社は間違ひであります。これができるまでも、早く公社自体の通信網の完成、農村要望を達するといふことには、ますます全力を期さなければならぬといふことを期待したいのであります。

これより、参考人に対する質疑を行います。御質疑のある方は順次御発言願ひます。

○永岡光治君 一つだけ聞きたいのですが、進藤参考人にお尋ねいたします。

ただいまの公述の中に、本来有施設といふものは、僻地と申しましようか、農村と申しましようか、農村のほうに普及すべき性質のものであるのに、今日の実情から見ると、むしろ逆に、商店や勤労者の多い地域にこれが普及されておる、こゝういふ意味のお話があつたわけでありまして、私の聞きたいのは、その原因は一体どこにあると考えておいでになるのか、なぜ商店や勤労者の多い地域にこゝういふ有施設が普及しておるのか、どう判断しておるのかといふことを、それをまずお尋ねしたいと思ひます。

その第一は、本法案による措置は、この際の応急の、いわば変則的の措置であつて、通信政策として本筋ではない。したがひまして、この立法を認めると同時に、ぜひとも、一面において、永久策として、本筋であるところの電電公社の電話普及の一そのの促進ができるように諸政策をやることを御考慮をお願いしたい。これは特に國會の皆様に望みたいところであります。それから第二には、この接続電話につきましては、第一種と第二種とがありますが、私は、この運用上、第一種に重きを置いて、第二種の、つまり市外接続のほうは、あんまりこれを拡張されないことが望ましい、かように考え

その第一は、本法案による措置は、この際の応急の、いわば変則的の措置であつて、通信政策として本筋ではない。したがひまして、この立法を認めると同時に、ぜひとも、一面において、永久策として、本筋であるところの電電公社の電話普及の一そのの促進ができるように諸政策をやることを御考慮をお願いしたい。これは特に國會の皆様に望みたいところであります。それから第二には、この接続電話につきましては、第一種と第二種とがありますが、私は、この運用上、第一種に重きを置いて、第二種の、つまり市外接続のほうは、あんまりこれを拡張されないことが望ましい、かように考え

その第一は、本法案による措置は、この際の応急の、いわば変則的の措置であつて、通信政策として本筋ではない。したがひまして、この立法を認めると同時に、ぜひとも、一面において、永久策として、本筋であるところの電電公社の電話普及の一そのの促進ができるように諸政策をやることを御考慮をお願いしたい。これは特に國會の皆様に望みたいところであります。それから第二には、この接続電話につきましては、第一種と第二種とがありますが、私は、この運用上、第一種に重きを置いて、第二種の、つまり市外接続のほうは、あんまりこれを拡張されないことが望ましい、かように考え

その第一は、本法案による措置は、この際の応急の、いわば変則的の措置であつて、通信政策として本筋ではない。したがひまして、この立法を認めると同時に、ぜひとも、一面において、永久策として、本筋であるところの電電公社の電話普及の一そのの促進ができるように諸政策をやることを御考慮をお願いしたい。これは特に國會の皆様に望みたいところであります。それから第二には、この接続電話につきましては、第一種と第二種とがありますが、私は、この運用上、第一種に重きを置いて、第二種の、つまり市外接続のほうは、あんまりこれを拡張されないことが望ましい、かように考え

その第一は、本法案による措置は、この際の応急の、いわば変則的の措置であつて、通信政策として本筋ではない。したがひまして、この立法を認めると同時に、ぜひとも、一面において、永久策として、本筋であるところの電電公社の電話普及の一そのの促進ができるように諸政策をやることを御考慮をお願いしたい。これは特に國會の皆様に望みたいところであります。それから第二には、この接続電話につきましては、第一種と第二種とがありますが、私は、この運用上、第一種に重きを置いて、第二種の、つまり市外接続のほうは、あんまりこれを拡張されないことが望ましい、かように考え

その第一は、本法案による措置は、この際の応急の、いわば変則的の措置であつて、通信政策として本筋ではない。したがひまして、この立法を認めると同時に、ぜひとも、一面において、永久策として、本筋であるところの電電公社の電話普及の一そのの促進ができるように諸政策をやることを御考慮をお願いしたい。これは特に國會の皆様に望みたいところであります。それから第二には、この接続電話につきましては、第一種と第二種とがありますが、私は、この運用上、第一種に重きを置いて、第二種の、つまり市外接続のほうは、あんまりこれを拡張されないことが望ましい、かように考え

その第一は、本法案による措置は、この際の応急の、いわば変則的の措置であつて、通信政策として本筋ではない。したがひまして、この立法を認めると同時に、ぜひとも、一面において、永久策として、本筋であるところの電電公社の電話普及の一そのの促進ができるように諸政策をやることを御考慮をお願いしたい。これは特に國會の皆様に望みたいところであります。それから第二には、この接続電話につきましては、第一種と第二種とがありますが、私は、この運用上、第一種に重きを置いて、第二種の、つまり市外接続のほうは、あんまりこれを拡張されないことが望ましい、かように考え

その第一は、本法案による措置は、この際の応急の、いわば変則的の措置であつて、通信政策として本筋ではない。したがひまして、この立法を認めると同時に、ぜひとも、一面において、永久策として、本筋であるところの電電公社の電話普及の一そのの促進ができるように諸政策をやることを御考慮をお願いしたい。これは特に國會の皆様に望みたいところであります。それから第二には、この接続電話につきましては、第一種と第二種とがありますが、私は、この運用上、第一種に重きを置いて、第二種の、つまり市外接続のほうは、あんまりこれを拡張されないことが望ましい、かように考え

そこで、私も実はいろいろ考えてみて、この電話はむしろ公社の電話として利用して、公社の電話の普及の中に入れて、公社の電話の普及という中の問題として解決することを考えてもみたくてありますが、それはやはり違う。というのは、電話専門であれば公社を基準にすべきて、公社に協力する、同時に、監督、検査を厳重にし、全く公社の下部機構となるのであります。ところが、これは農協その他の団体にしましても、自分のほうが主体であつて、そういう他の公社等の手足になるという考えはないのだ、これを公社の手足にするということは、技術上その他から困難でもあらうし、ま

に商店が加入したのでございまして、これは、電電公社の今度の接続ということによって必ず解消すべき問題だ、二重加入ということは解消すべき問題だと思えます。それから勤労者というものの加入につきましては、先ほどの農民の場合と私はほとんどほぼ同様だと思うのでございまして、それには有線放送電話の、先ほど私が申し上げたような特殊な性格というものをやはり御研究願わなくてはわからないのではないかと、要するに、電話でも、必要がなければ引かないわけでございます。いかに公社が能力を備えておりますしても、その人たちに必要がなければ引かないと私は思うのでございまして、

かと思っております。

それと、もう一つ、先ほど申し上げましたが、これは地方自治体とか、あるいは農業団体とかというものの一つの指導性というものをこれに加えていて、ときどきその放送を通じ、あるいは電話を通じての指導的な気分が流れてくる。こういうことも非常にあずかつて力あるのではないか。農業だけに関係した問題ではなく、たとえば勤労者の場合につきましても、東京近辺でございませうというのと、たとえば衛生環境の問題であるとか、あるいは学校のPTAの問題であるとか、あるいはまた婦人会の問題であるとか、そういういろいろな問題で放送も必要

し、見解の相違するところもあるわけですが、並木参考人にお尋ねしたいのですが、公社の電話が普及するとした場合には、進藤参考人のお話では、自然に吸収する方向に向くのではないだろうかという見方をしているようですけれども、あなたの今のお話では、これは絶対そうもいかない、普及してもやっぱり残るだろう、こういう見解であります、そのところをひとつ明確にしたいだきたいと思えます。

○参考人(並木秀雄君) これはやはり私は残ると思うのでございまして、先ほども申し上げましたとおり、結局、有線放送電話の放送と電話というものは、どうしても離すことのできないも

私は考えております。

○永岡光治君 進藤参考人は、今の点はどのように考えていますか。並木参考人はそういう見解を持っているようですが、あなたの見通しといいますし、うか、いかがですか。

○参考人(進藤誠一君) お答えします。が、ただいま並木さんのおっしゃったこと、私も同感であります。というのは、有線放送電話は、放送と内容が似ているし、それからまた一般公衆電話でなくて、村の政治、教育、婦人問題とか、その他いろいろな目的にやるのだからして、両方ともいい。これはたいへんけっこうだ。それは私は認めている。それならば、村だけの、その地

域の施設でいいのじゃないか。それは私は一つも反対していない。それが伸びて、他の県内と連絡し、県外へも連絡しよう、それは逸脱しておつて、それは公衆電気通信がやるのがいいのじゃないか。何も、外に伸びる線が話すことが、さつき申し上げたような村内のある諸施設を進展させるものではないはずでございすから、その点一つ申し上げたい。

そこで、第一種というのは、自分の地域からは少し伸びるが、同一の村内だから、これは接続はいいのではないか。第二種になると、私が言ったような別個の通信網を作るといふ工合になる疑いが強いと私は考えます。

それからもう一つ、この際につけ加えますが、並木さんのおっしゃったことは同感でもあるし、それはどうしたらいいかということになると、千葉県とか埼玉県とかいう方面で、県庁所在地だけでなくて、東京都あたりに通話させる、それには、県外にも必要で、二中継も要するのだということ、これは私も同様に思います。今の出荷についても、千葉県が千葉市だけの相場を見ているのではなく、東京の状況も知らなければいけないと思います。大阪については、奈良県とか岡山県のほうの方は、大阪というものの大きな取引市場の物価等を知りたいでありましょ。それは必要でありましょ。その必要は、電電公社のほうの線で十分に設置すべきものだ——また考えておると思いますが、それが足りないければ、これはもう何をおいても、電電公社はその要望にすぐ応じられるように回線を増設してもらいたい。そうすれば、何もそういうような中心市場に

通話をするためにこの有線放送にそこまで接続してもらいたいという理由がない。理由がないから、私は認める必要がないと、こういうことであります。

○永岡光治君 私は、御両氏のお話を聞いて、さらに次の疑問と申しましょ。か、質問に発展していくわけでありますが、今並木参考人のお話によると、これは非常に便利なものだ、たとえ公社が電話をたくさん普及させるとしても、これは残るだろう、こういう、おそろく加入しないだろうという、ことになってくると思ふわけでありましょ、どんなに普及しても、一本だけ必要がないのだ、それで十分だと、こういうことになる意見のように私は今理解したわけでありましょ。そうすると、この法律を施行いたしまして、これが実行されまして、ずっと長く続いていく間に、いかに公社が普及をさせようとしたとしても、そこは加入しない、こういうことになるのではない、だらうか、こういう気がするわけですが、そこで、進藤参考人の見解でありましょ、あなたはこの法案はよろしい、これはいいのだと、こう言つておるわけですが、この程度ですと進むならば、なるほどこれは便利なものだという、放送もできるし、通話も一つの県の中では十分にできるといふことになれば、引いてどの程度の設備費なりあるいは架設費がかかるか知りましょ、それな余分なものを作る必要がない、それまでで公社の電話に加入する必要があると、こういうことがずっと続くとしたらば、あなたはどうか考えておるか。説明を聞き

たかつたわけですが、あなたの意見では、そういう段階は、普及の段階になれば、事電話に関する限りは、有線に加入していることはやめて、公社のほうに入つてくるのじゃないかという見方をしておるのか、入るべきだという見方をしておるのか、そこを聞きたい。べきなのか、そうでなくて、自然に入つてくるという見方をしておるのか、どちらかということなんですね。

○参考人(進藤誠一君) さつきも申しましたように、その地域内には、放送と同時に電話は残るであらう、これは私も同感であります。認めましょ。そこで、私の言うのは、それから外に出る市外通話ですね。これは要らない。公社が発達すればなくなる。

それからもう一つ申し上げたいのは、さつきのように、商店が大部分で、農家がほとんど少ないというところには公社のほうに普及する、こつちへ入つておる人は有線放送電話をやめて公社電話に入る、これが当然の方向です。それでまたいいわけですが、うすると、商店なんかがたくさんあつて勤め人がたくさんあつて、やつておるところでは、これは都市であつて——都市ではなく、あるいは町かもしれましょ、が、都市と同じであつて、農村的事情でいろいろやるような対象じゃない。そういうところのものは、有線放送からは脱却して、公社のほうが進めばそのほうだけでいい、そういう点が残ると思ひます。

○永岡光治君 これは、あとでまたたずさことにいたします。多少まだ疑問を私は残しておりますが、次に進藤参考人にお尋ねするわけですが、二以上

の通信網、経営主体のそれがあつて、非常に利用者は迷惑する、こういうことは私もわかるような気がしましょ。そうだろうと思ふのですが、それが連絡したうまいか、どうか、どういふふうにお考えになつていましょか。今、世界でも、二つ以上の電話会社があるところがあるのじゃないかと思ひます。それが、それはどういふように考へておられますか。これは大したあれじゃありませんけれども。

○参考人(進藤誠一君) 二つ以上というの、アメリカのごとくAT&Tの大きなあれと、インデペンデントでないだけでやつてゐる、こういうものは、分野が違いますから、問題がない。問題は、満州の例であります。同じ地域に二つの系統の電話がある。それを市内だけで、特殊なものならばいいが、それが、一方は市外線を持つて話ができる。たとえば、これは名前を今言つてもいいんですが、満鉄が、新京や奉天の、その土地以外に、住宅やホテルや、商店が、そういうところにあると、一都市内をつないでいる間は、まあ多少弊害があつても看過できるが、市外線を持つて、奉天でも、大連でも、できるのです。そうすれば、りっぱな公衆通信系であつて、ここに二つの通信系がある、こういうことです。

そこで、満州じゃなかつたが、内地でこれから心配、危惧というものは、こういう例があるのです。公衆電話ボックスが二つある。そうしますと、ちやうど二つ並べますと、こつちは有線放送の加入者にかかる公衆、こつちは電

なつては困ると思ふ。今後両方をつないで、そういうことがないように統制して、一つかければ両方へ通ずる、こういうことでないか困るということですね。

○永岡光治君 並木参考人にお尋ねしますが、例の許可条件の地域の条件ですが、千分の十七という普及率を、一応基準を示されておられますが、それを緩和してくれ、こういうような趣旨の公述であつたようですが、それをもう少し具体的に説明して、御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○参考人(並木秀雄君) 千分の十七といふのは、これは昭和三十二年ごろの標準ではないかと思ふのでございまして、その当時よりは、公社の電話もきつと倍になつてゐると思ふのでございまして。そのために、もしその率を使うといふものでありましたならば、その当時の率を今に引き直したもので、あるいは千分の三十、こういうふうな形にすべきが当然ではないか。それよりも私たちの一番心配するところは、電電公社のたくさん普及してゐるところにも、農民があり、漁民があるというところでございまして、その人たちが有線放送電話の恩恵を浴しないために、隣の有線放送施設のあるところの農民なり、漁民なりに非常に大きな差をつけられてしまつてゐる。あそこにはやれないのだというふうな、非常に非文化的な生活に甘んじてゐなければならぬ。しかも、その電電公社の電話の普及といふことは、何もその人が公社の電話を引くときに、近所隣を断つて引いたわけじゃないのでございまして、みんな勝手に引いたのであ

りまして、その農民なり、漁民なりにとつては、何らの関係のないことだと思つたのでございます。そういう点で、そういう地帯、ちやうどビルの谷間に入つちやうたような人々を何とかして救う道を講じていただきたいということでございます。あるいはそのためには業種別な標準とか何とかということも一つの方法でありまして、いづれにしても、そういう矛盾が出てくるということを諸先生方にお考へ願ひたい、こういうふうに考へていくわけでございます。

○永岡光治君 もう一つ、並木参考人にお尋ねいたしますが、有放のほうから公社のほうに電話をかけるときは料金を払わぬ、公社のほうから有放のほうにかかってくるときは料金を払つていただきたい、こういう趣旨のようにさつき聞いたのですが、さうですか。

○参考人(並木秀雄君) いや、これは公社の定額制のところでございますが、今までの試験接続の場合には、定額制で接続した場合には、有放の電話の加入者のほうからその局の公社の電話の加入者にかける場合には、七円ずつ払つていくわけでございます。ところが、その局の公社の電話を持つてゐる人が有線放送のほうにかける場合には無料にかつたわけでございます。まして、ちやうど有線放送に加入してゐない人が無料で有線放送を使つてゐるという結果が今まで出てきておつたわけでございます。でございますから、そういうアンバランスは今一回ひとつ訂正していただきませんか、これは何も有放に加入するばかりはないのでございまして、公社のほうに入つて、有放はただ使つてやろう

という人も出てくるということを申し上げたわけでございます。

○新谷寅三郎君 両参考人から非常に有益な御意見を伺つたのであります。私の拝聴したところでは、お二人の御意見は、いづれも、この法律、今提案されております法律の基本的な問題ではなくて、初めにおつちやうたように、この法律が施行せられた場合の、実施上の、実際の運用上の希望であるとか、あるいは将来この有放、有線放送というものを、どういうふうにするのが、国民の利益、あるいは通信連絡という

ような点から見えていかうかという御意見であつたと拝聴したのであります。私も、個々の問題については多少の意見がございましてけれども、これらはいずれも郵政当局におきまして、皆さんの御意見を十分参酌をして、運用上遺憾なきように措置をせられるものと期待するのであります。

私がお伺ひしたいと思ひますことは、ほんとうに二、三点にすぎませんが、実は、この制度の、多少立案に参画をいたしましたものといつたしまして、初めから心配をしておつた問題があるものであります。これはひとつ実情をこの機会に並木さんから伺ひたいと思ひます。

その一つは、有線放送が、先ほど仰せになりましたように、いろいろな経緯を経てでき上つたものであります。そのかわりに、その内容は実に種々雑多でありまして、非常に優秀なものから優秀でないものまで、種類といひますか、区別がつけれないくらい多いのであります。そこで、非常に経営状況がよいものもありまして、また非常に悪いものもあつて、現在の施設ですら、自分の力でこれを維持するの

に困つておられるような組合も相当あるように、私たちの調べではさういふふうな考へておるのであります。今度この法律の施行によつて、第一種、第二種等の区別はありますが、結局、この法律によつて、組合員の利益のためにこれを活用しようということになると、やはり何がしかの設備をしなければならぬ、あるいは設備の改善をしなければならぬというふうなことになるわけでありまして、さういふ経営の状態からいって、さういふことがほんとうにできるだらうか、つまり、法律を施行しても、この法律の上に乗せて組合員の利益をはかつていくというふうなことが、實際経営上できないようなものも出てくるのじゃないかというのを心配しておるのであります。特に、第二種ということになりますと、ある程度のものは施設の改善を余儀なくせられるだらうと思ひます。さういふことになると、従来の設備の償却等についても非常に不十分で困つておるといふようなものについて

は、さういつた設備の改善等については、はなはだこれは財政的に困難な状態に追い込まれるのではないかとこの心配があるのです。私は、せつかつ法律が出るのでありますから、この法律の上に乘せて、できるだけ農山村における利用者の便宜をはかつていくようにするのがよいと思ひます。並木さん、さういつた点については、並木さんは、協会のほうを担当しておられて、少なくとも関東地区では組合の実情を知つておられるわけでありまして、さういふ心配はしなくてもいいのか、また協会として、何かそれについて、も

いいのであるとすれば、お考へを待つておられるのか、これはさうくばらんにお伝え願ひたい。それからもう一つは、有線放送というものは、放送とそれから電話というものが並んでおつて、やはりおい立ちから言つて、放送が中心でありまして、農山村においては、いろいろの告示とか、あるいは先ほど仰せになつたような、お互いの親睦をはかるためのいろいろな連絡のために利用しておられるのであります。そこに電話をくつつけていくわけですか。

そこで、卑近な例を申し上げると、純粹の通信施設としての効用が非常に制限されておる。たとえば、組合の地域内から公社線を通じて外におかけになる場合もありまして、それから組合の区域外から有線放送の加入者に電話がかかってくる場合もあると思ひます。さういふ場合に、これは二つ非常に違つたケース——反対なケースであります。一方は、これは放送中の場合を考へますと、今放送しているのだから、これは電話をかけられないといふことはわかるのですが、外部からかかつてきた場合には、放送中かどうかかわからないのです。さういふ場合は、法律の建前から言つて、一応有線放送の内部の問題として取り扱つてほしいといふことを郵政省は言つておるのであります。さういふことについて、

実際上有線放送を担当しておられる団体は、さういふ扱いをせられるでありませんか。何か、それについて、むしろ私もあなたのお知恵を拝借したいくらいに思つておるのです。有放の中からかかる場合、それから有放の外から中にかかってくる場合に、その

本来の仕事である放送というものと通信というものと、どういふふうなそれを調和していくか、實際問題としてはなかなかむずかしい問題であります。それを今のままで置いておくと、やはり通信施設としては、先ほど申し上げたように、非常に制限されておつて、急用があつてもすぐの役に立たぬといふようなものにならぬとも限らないのであります。これは本来の性質であります。さういふふうな考へで運用していかがいますか、この際ひとつ御意見を伺ひたいと思ひます。

それから進藤さんにつだけ伺ひたいと思ひますことは、先ほど仰せになりましたいろいろな点、これは一々触れませんが、先般私は郵政大臣に対して質問をしたのであります。農山村に対する将来の電話対策ですね。郵政省や電電公社のほうでは、現在の地団の制度をさらに農山村に合うように改善をして、もっと低規格な、もっと料金の安い電話制度をこしらへて、それを農山村を対象にして極力普及するようにしたいといふような答弁があつたのであります。あなたが先ほどいろいろの御経験からお述べになりましたが、電電公社にとつてもさういふ農山村電話についての対策といひますか、具体的な、さういふふうな郵政省、電電公社の持つておる考へ方に対して、何か御意見がございましてら御指摘いただきたいと思ひます。

○参考人(並木秀雄君) お答えいたします。第一の、経営の基礎が非常に不確定ではないかという御心配でございますが、私もほんとうに同意見でございます。有線放送の今の最大の欠点は、こ

の経営基盤が確立しておらないというところにあり、その主たる原因というものをいろいろ考えてみますと、いわゆる電話というものの性格というものをよく知らなかつたために、安直に、安いもので成り立ち得るというふうに農村も受け取つておりましたし、われわれ自体も考へていたところに非常に欠点があるのだと思つておられます。で、電話というものは、そう安いことではできません。その指導力というものを指導する、その指導力というものが、もともそうでありましたが、ただいまも非常に不足しております。全国段階にもございまして、また全国中央会にもものもありませんが、みな、しろろというふうな形で、ほんとうに真髓をついての御指導がまだなされておらないやうでございまして、そういう点では、郵政省のほうにもお願いをしてあるわけでもございまして、いづれにいたしましても、こういう基礎をがつしりと固めるといふ指導力をひとつ発揮していただきまして、これを固めないうちは、先生の御心配いただいたように、接続をするというやうなことはまだとんでもないことであると、私はこういうふうな考へておるのでございまして、

四年ごろまでの施設にあると、こういうふうな考へます。そういう点は、ぜひ全国段階の強力なこの指導を待つて、経営基盤をまず確立してから接続というところに踏み切るべきであらう、また考へますことは、接続という条件にしてこの設備を改善し、またそれから逆に経営も確立していくというやうな手段にもまた近寄つてもいいかと、こういうふうな考へております。

また、放送中の通話の問題でございしますが、大体において、放送時間というものをみなきめておりますので、その時間外にはかからないやうな何らかの措置が必要ではないか。それで、まゝ有線放送が外部からかかる場合に、有線放送の施設者のうち、よそへ勤めている人がそこへかける場合には、当然そういうことを承知して、今ごろはどうも放送中になりそうだからということで避けることはできると思ひますが、そういう点は指導によつて解決がつくと思ひますが、不意の申し込みの通話という点については、なかなか悩みの種だと思ひるのでございまして、場合によつたらば、こういうことができないかどうか、公社の側に、この施設は何時から何時までは放送だから通話はつなげませんというやうなことをお願いして、その以外のときに通話をつないでもらうというやうな手段を講じられたらけつこうじやないか、こんなふうな考へておるわけでもござい

不便なのは、電電公社の電話がない、加入区域外、当分かかるかぬところとか、そういうところからこの地団の制度が認められて、これを奨励していく、こうなつたのであります。規定は同じ「不便」と書いてありますが、有放の場合の「不便」というのは非常に違ひますね。それは、有線放送の不便はただ不便、それから片一方のほうは、私から見ると、極端に不便、こういう段階があると思ひます。そこで、おのずから対策は違ひべきであると思ひのであります。

電話のかからない不便というのは、いなかの僻地だけでなく、それと同じところが東京の区内にもあるのでございまして、それは、御承知のように、団地でありまして、世田谷とか杉並とかというやうななりつぱな東京の都内、区内に、どつちかの電話がかかる、いつかかるかといつても、まだ三年かかるか五年先かわからない。こういうところが残つておる。それは、ちやうど山岡の僻地と同じ状態でありまして、それに対してどうするかという、集団住宅電話という制度がございまして、これはまだ制度化してございまして、進行中ではございまして、これは私も考へてみましたが、私、少なくともやつたほうの経験からいへば、うまくいきません。これは何かと早くかかるといふ方法を公社で考へてもらわぬといふかぬと思ひますが、地域団体のほうは私もよくしりません。相当ふえておりますから、まああれでいけるのじやないかと思ひますが、これについてちやうとまだ自分としては地団の実況をよく知りませんから、よ

く私の意見としては申し上げられませんが、さつき一番最初に私が申しましたように、何よりも一番必要なのは、無電話部落の解消ということ、どんなところででも公衆電話ができるということ、これはまだ今後三万個も第三次計画があるのでございまして、今度二十戸より少ないやうな部落にでもかかると思ひます。そのかかるところをどういふふうにするか、そのかかるところが、公衆電話ボックスでもよければ、赤電話でもいいし、農協のところを置いてもいいし、最も公衆に便利なところに置けば、これで一応市外通話もできるし、また団地はできるのじやないか、都内、市内においても、近ごろ赤電話というものが、非常にこれは私はいへんいいことだと思ひます。電話のない人はあれを非常に利用しておつて、これで今の無電話のところも助かるのであります。なお、東京都内の今のやうな盲点のあるところのやうな場合では、赤電話のごときものだけは、公衆電話ができぬでも、赤電話のごときものは早く設備をしてもらへればいいのじやないか、こういうやうな考へ方です。

この放送と、それから電話というのは、いかに便利なやうだけれども、その目的が違ひなわけ、ことに放送の場合には責任を持たないわけですが、電話の場合には、個人の意思、思想、そういうものが伝達されるわけ、きわめて簡易、低廉な施設であるといふことから、通信法によるところの秘

密保持については、これはおそろしく良識に頼る以外には保持できないといふやうなことも考へられるのじやないか。そういう場合、農村で放送と電話とを一緒にやる場合に、個人の秘密に関する事項についてはどの程度まで検討をされたのか。もつとも、今機械設備がだんだんよくなつておりますから、たとえば、同一回線で何軒かの加入者が、これがブランチでつながつておりましたが、自分の呼び出しの符号が来なければ出なくてもよいといふことで、相手信頼して秘密保持するといふことになる点もあるのですが、そういう秘密保持の点では、協会のほうはどういふふうにお考へになつておるのか。

それから進藤さんに一点お聞きしたいのでありますけれども、電電公社の電話の普及という問題で、私は電電公社の小局運営というものの、今まではとんど具体的策や、その運営に対する必要性について熱意が欠けておつたのじやないか。そのために、農山漁村等の電電公社のサービスが立ちおくれの状態になつたのじやないかと、こう思ひのでありますけれども、その点はどういふふうにお考へになりますか。それそれ一問ずつお聞きしたい。

秘密保持の問題でございしますが、最近の機械におきましては、絶対に一個人と一個人の間に、その回線の人割りが入ることができないやうな装置になつております。したがひまして、交換手と秘密保守の心がまえがあれば、絶対に秘密はよそに漏れるやうな心配はございせん。また、今までの

ただ、最初にできた施設というのに、そういう欠点が多々見受けられるのでございまして、最近の施設というものは、そういう点を十分に考慮をしまして、とるべき金はとどしとどし、最新の設備をして、そうしてこういう接続というものに備えておるやうでございまして、そういう方面にはたいした心配はないと思ひますが、問題は、昭和三十一年ごろから昭和三十

○参考人(進藤誠一君) ただいまの新谷さんの御質問でございしますが、農山村に対する電話普及について妙案はないかといふことでございしますが、一番

○参考人(並木秀雄君) お答えいたし

○参考人(並木秀雄君) お答えいたし

○参考人(並木秀雄君) お答えいたし

標準的な機械でございますが、それでも、最近バリスターとか、いろいろな進歩した部品をつけることによりまして、自然に漏れてくる話は防ぐことができますようになっております。きわめて軽微な経費でそういうものは防げるようになっております。

ただ、そういう従来の標準方式の機械でございますというところ、受話機を上げて聞くという人があつた場合には、これはいかんとも従来の式ではないという方がないでございまして、それは今度、かけるほうでひとつ秘密な話をなさらないようにしていただくよりやむを得ないのじゃないか。でございますから、御心配の点は、どうしても機械の進歩というものに待つよりいたし方がないではないか。最近のものでございまして、絶対に話には人に聞かれない装置になっておりますし、またベルも一軒きり鳴らないようになつておりますので、御心配の点はないわけでございまして、ことに東京都下あたりでございまして、最近それ設備は、全部そういう装置になつておるわけでございまして。

○参考人(進藤誠一君) 横川さんの御質問でございますが、ちよつと質問内容がよくわかりませんが、もう一ぺんお尋ねしたいと存じますが、小局運営の問題といふと、私念頭に浮かびますのは、特定局といふふうなもの、それに対して電話の通話所を設けるとか、あるいは交換を置くとか、そういうふうなことでしょうか。どうなのでしょうか。

○横川正市君 特定局へ電業関係は委託経営という形になっておまして、経営の主体は郵政省、施設だけは電電

公社、こういうふうになっておりますね。そのために、電電公社としての農山漁村におけるところのいわば普及、サービス改善等、そういう直接の改善策に熱意を持ってやるといふことが、今までは非常に他人まかせ、請負者まかせというふうになっておる点、その点で、農山漁村における電話の普及その他に、サービスが改善されなかつた点があるのではないかと。ですから、経営の主体をやはり直営化する方向が望ましいのではないかと私は思うのでありますけれども、先ほど進藤さんが言われたように、農山漁村におけるところの電話のサービスをもうひとつ高めてもらいたいというけれども、機構上の問題として、今のままでいいかどうかという点をお聞きしたわけです。

○参考人(進藤誠一君) 御質問の意味はわかりましたが、これは、私もよく近ごろ業務の実態に關与しておりましたから、御意見を申し上げにくいのであります。大体の方式は、私はすべて前からの伝統に基づき、電電公社も小局は郵政のほうに委託し、郵政のほうの特定局を中心に電話は進んでいく、こうなつておるのだらうと思ひますが、まあ近ごろ、交換は別でありますが、通話などは、第一番目には、特定局へ通話所を設け、それから公衆電話所を設け、近ごろは赤電話といふことになつておまして、委託形式といふか、郵政関係の機関に必ずしも委託しないでも、駅でもどこでもいいというふうになつて、だんだん進歩しておるのだと思ひますが、さきのお話の電電公社の機關をこちらに置くといふことについてはどんなものか……。

ただ私は、どうなんですかね。近ごろ小局の自動交換設備が非常に経済的にできておる、無人局もできるというふうなことで聞いておりますが、そういうこと、今の特定局の局舎を使つてやるのじゃうまいかぬので、別個にそういうような無人の小交換局でも作る、そうすれば電電直営ののできる、その場合に、加入事務とか、いろいろな事務とかをやはり直営でやるか、無人局だからそういう点は特定局に委託するといふような方式もあるのだから、これはどうなつておるかかわりませんが、私はそういうことが考えられるのでございまして。どう進んでおるかかわりませんが、今の小自動局なんかは大いにやつていいんじゃないんじやないか。技術上できるならばやつていいんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○白井勇君 私、進藤さんに一点だけお伺ひしたいのですが、さきに話した中、有線放送なり、有線放送電話といふものにつきましては、これはどこまでも地元力によつてやるべきものであつて、固まりその他が援助の手を差し伸べる筋合いのものじゃないというお話があつたと私記憶しておるんですが、先ほど永岡委員からもお話あつたやうでしたが、進藤さんが当時考えられましたように、必要であります農村、山村、そういうところになかなか普及していかないわけですね。現実にはありますものといふのは、これは地域的に見れば、せいぜい三分の一か四分の一くらい。進藤さんのお話のような考え方とすれば、むしろ、ない所に有線放送なり有線放送電話といふものをまんべんなく設置

をするということが望ましいことではなからうかと私は思ふのです。今までそういう所になかつたといふことは、いろいろ原因があるかと思ひますが、やはり必要は、必要なことは認めておりました。地元をそれを施設するだけの経済力がないといふことが私は一番大きい原因だろつと思ひます。と申しますのは、過去の、たとえば自治省関係で世話をしました町村合併ですとか、あるいは新市町村の建設であるとか、あるいは農林省のやりました新農村建設といふような施策によつて、補助が出ましたとか、あるいは融資の補助が出ましたとか、あるいは融資の

出ましたような場合に、御承知のとおり、一挙にあつたものにまで拡大したわけですね。ですから、私はやはりそういう経済力のない山間僻地といふものに、こういう有線放送なり、あるいは有線放送電話といふものを国で助成するやうな、もつと積極的な施策といふものが必要じゃなからうか。もつと具体的に申しますならば、郵政省あたりといふものが、そういう面につきましては非常に消極的な立場をとつてきたのである、こう私は考へております。御承知のとおり、今私の記憶では、国で助成をしておるといふのは、農林省がこういう関係で約二億の融資のワケをとつておられますが、それしかないわけですね。これはやはり一つの問題じゃないかと思ひます。もちろん、今申し上げたやうなことを積極的にとどめるか知りませんが、私は、やはり郵政省あたりが推進の一元化といふ見地に立ちまして、むしろそういうことを、弊害の伴わないやうな限度において奨励をするやうな措置をとつて、そうして、進藤さんがおあげにな

りましたやうな必要な地帯にまんべんなくやるというやうなことをやるべきじゃないかという考えを私は持つておるものでございまして、そこで私は、先ほどのお話を聞きまして、意外に感じたのですが、どういふものでございましょうか。

○参考人(進藤誠一君) 白井さんの御質問にありますが、電話が、いなかの最も必要なやうな農村にないといふことは、その土地に経済力がないためにできないのだ、補助してやればできるじゃないか、こういうお話であります。が、ごもつともあります。ところが、今までの補助によつて有線放送電話が発達したのは、これは電話施設として補助されたのではないで、農村振興のための費用として補助されたのを、その地方で電話に使われたといふことなものであります。それで、郵政省が電話のために補助するといふことを考えたわけではないので、今後これに郵政省が補助を出したという御要望がよいわいあるやうに聞いておりますが、これは、先ほど私が申し上げましたやうに、それは筋がおかしいと思ふのであります。

それで、どうするのだといふことであります。これはまあきつめて個人的な考えで、おしかりを受けるかもしれないが、私は、ちよつと農林省や自治省がやつておるやうに、郵政省が、あるいは地方自治体や、農協へ補助金をやるという筋は、政府の機構としてどんなものかと考へるのです。むしろ、郵政省が補助を出すというならば、補助といふのは、国庫、税金によるものでありますからして、それをやるならば電電公社へやる、私はこ

り思うのです。要するに、今電電公社は、電電公社の資金や予算が足らないからといって、最も急ぐところをやっておる。今のようないく井さんの御要望に沿うものであるとすれば、郵政省、郵政大臣が二十億なり三十億をとって、その金を公社へやっ、これを農村僻地のこういうところの施設に使えということならば、これは、電電公社自体がでないようなところへその補助を加えてやるのですから、これはできるのじゃないか。そうすれば、りっぱな電話施設として完全なものがそこにある。その他の方法でいくやうかは、これは筋が違ふし、それに対して、何といひますか、監督指導の道がないと思うのです。そのほかの方法が考えられないのです。まあ御判断をお願いします。

○白井勇君　そうしますと、有線放送電話といふと、いろいろお考え方も違ふやうであります。有線放送を自力でつぎましては、どうなんでしょうね、私は、少なくともない所に、郵政省あたりで通信網の完備をされる、この点の責務を持つておるわけでありまして、そういうあたりにもっと積極的な考え方を持つてしかるべきじゃないかというふうに思うのですがね。有線放送電話ということになりますと、今公社さんの関係もあるといふことではあります。私は、公社ももちろん筋はそのとおりでありますけれども、公社として、これは御承知のとおり、やっぱり仕事には順序があるわけでありまして、もうそれは、都市の二十万、三十万するやうなやみ電話をなくしますとか、あるいは準即時を即時にするとか、ダイヤル即

設備じゃないのでありますから、その点は私は、補助をすることは適当ではないのじゃないかと考えます。

○赤松常子君　ちよつと、簡単に並木参考人にお伺ひいたします。

先ほど東京都下の例をおしやいました。有線放送に入っている人は六百何十人、で、公社の電話に入っている人はそのうちの三戸か四戸か六戸かと言ひましたが、ごらんになりました、どうでしょうか、併用していらつしやるのでしょいか。有線放送に入つていなければ、公社の電話が通つたら、もう有線放送はお断わりという状況でしよいか、両方とつていらつしやるのでしよいか、いかがでございますしよいか。

○参考人(並木秀雄君)　ただいまのお話は、私そう申し上げたのではないのでございまして、発生当初、公社の電話は二百余りあったが、そのときの年に公社に新しく申し込んだ方が三人であつたと、こういうことを申し上げたのでございまして、同じ年に私も有線放送電話を勧誘して六百七十戸を得たといふこととございまして。それで、ただいまのお話の、併用をしてい

○参考人(進藤誠一君)　今の御質問に對しまして、私が一番最初に意見を申し上げたように、この現在の制度における有線放送施設に對して郵政省が補助金を出すことは、私は適当じやないと考えます。それじやどうしたらいいかといふと、前に申しました以外に、もう一つ考えられるのは、現在の地域団体の電話、これをもう少し拡張して、そうしてそれに対して、——それも地方の負担力がないからできない、それに対して補助をやるというなら、これはりっぱな施設ができます。有線放送に對してやるのでは、それは、放送権取のためにやるのや、何になるやらわからない。かりになつても、完全な電話じやないのでありますから、この点は、電話施設として電話専用の

入といふのは解消するのではないかと、いふやうに考えております。それとも一つ、人間として、どうも一人一個のものをほしいといふことが人間の心理であるやうでございまして、たとえ買つて耕作すれば有利に違ひないのに、小型のトラクターを無理をしてお金を出して買つて、個々で設備をしておるといふやうなもので、だんだん有線放送も幾人かの共同では飽きて、そうして一人一個のものをほしいといふ人が出ない限りは私はないと思ひます。たゞ、全部の人がそういうふうになるとはとうてい考えられませんが、商人以外に、そういう方もかなり出てくると、こういうふうに考えております。

○赤松常子君　もう一つ、ちよつと進藤参考人にお尋ねしたいと思ひます。二重の通信網がある場合の弊害、非常に悪い例が日本の国内に起きているその御経験があつたらおしやつて下さいませ。先ほど満州の例をおつ

○参考人(進藤誠一君)　今起こつておつて通信の混乱を来してゐるといふ例は私は今聞いておりません。ただ、監督なり運用が悪いといふと、ごく小さい違反が行なわれる。それが既定事実になつて既得権のごときものになつたら、もうそれをやめろといふことが言えないといふことを申し上げたかつたのであります。かつての例は、これも名前を申し上げますと、八幡製鉄であります。これが、八幡市内に、製鉄所の構内の電話を、製鉄所構

外の、外の住宅やいろんなものにかけた。これは明らかに二つあつた何であります。その場合に、私申し上げましたやうに、そういうのが一つの地域で通話してゐるだけで済むならばまだ弊害はまんじき。それが市外線に今度のやうな接続をして、次々に伸びる、これが今のように二重線、三重線も認める、県外も、東京もいい、北海道から東京までも、大阪までも、その線で通信をする、こうなると、日本の電話は二系統ある、こういうことになつて。それは防がなくなつてやうな。私はこう言ふのであります。

○委員長(光村基助君)　他に御発言もないやうでございますから、参考人に対する質疑は、これで終わります。参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

今日は、長時間にわたり貴重な御意見を聴取させていただきました。まことにありがとうございます。本委員会として、ただいまの御意見を十分参考として、今後の審議を進める所存でございます。どうもありがとうございます。

暫時休憩します。

午後零時三十三分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(光村基助君)　これより委員会を再開いたします。

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

〔委員長退席、理事野上元君着席〕

しかしながら、これとても、現在の有線放送電話に比べますと、相当やり格差がある。やはり機能的にも上だと思ひますし、あるいは価格におきましても、現在の有線放送電話のように安くはできないと思ひます。そこで、その限りにおいて、やはり有線放送電話を御利用になる向きもあらうと思ひますが、ただ、私どもとしては申し上げたいのは、私どもは、やはり電話という機能をそこなわない範囲におきまして、極力普及できるようなものを考へますが、そうしてまた、それによつて日本じゅうがあまねく電話のサービスができるように、これは有放があるうがなかりが、私どもとしては努めるべきだと思ひますし、また、現在、公社の電話は、需要の面からも、あるいは料金の面からも、そこまですぐには電話をつくるつもりがないというお考えの向きも、だんだんと経済の状態が発達するにつれて、外国の事例なんかにおいて見ましても、農村においても十分普通の電話を利用されておる国がたくさんあるわけでございます。アメリカだけでもなくとも、欧州のほうにもあるわけでございます。

私どもとしては、やはり農村というものがあるけれども、都会との格差のある農村であつて、そうして農村だけは都会のような普通の電話というものがいつまでも要望されたいとは思ひません。つまり、そういう御要望が出てくる時期が、おきてくると思ひますけれども、やはり一つのある将来を考えた場合には、やはり農村におきましても、普通の電話というものの御要望というものは必ずやあると思ひますし、私どもとしては、その

ことを常に考へて普及に努めていかなければならぬ。そういう時点になつたときを考へますならば、電話という目的のための有線放送電話というものは、今日の状態とは非常に様子が変わつて、いわゆる電話の補完的意味としての有線放送電話というものの役割というものは、今日と比べてはるかに低いものになるのではなからうか、まあそういうふうに思つておるわけでございます。

○横川正市君　そうすると、結果的には、これはこういうことになるわけですね。当面接続はするけれども、買取はしない、そこで、経済のある程度の上昇というものを予想されて、その地域に公社独自のサービスを浸透させていく、まあいわば吸収するのではなくして、逐次淘汰をする、結果的には、こういふふうに、農山漁村におけるところのこれからの電電公社と有放との関係、これは、そういう関係で、時間的な一つの解決の時期を待つというふうに考へていいですか。

○説明員(平山温君)　大体、先生のお話のようないふ思ひますが、要するに、電話としての補完的な意味合いにおける有線放送電話というものが、だんだんに年を追うに従つて低くなつて、またさうな方向に公社としては努力して参りたいし、また一つの見通しとしても、さうになるのではなからうか、こういうふうに思つておる次第でございます。

○横川正市君　大体、公社の有放の考へ方についてはわかりましたが、その次に、地域団体の加入電話の増強策といひますが、これは、そういう有放の将来の姿というものを想定して、電電

公社としては、いい意味で農山漁村におけるところのサービスの向上というものは、地域団体加入電話による設備の強化といひますが、そういうことによつて大体需要に應じていくたい、こうお考えになつておるわけですね、農山漁村におけるところの電話の需要については、それはどうですか。何といひますか、有放とそれから地域団体加入というものは、いわば強弱の経営者が一つの経営をやるのに、強いものはどんどん強さをもつて入つていく、それから弱いものは強い者に負けだんだん少なくなつていくのだ、そういう、一般の農山漁村の人たちの経済の問題もありまうけれども、公社の方針としては、有放のようないふ不完全なものを相手にしないで、なるだけ公社独自の考へ方、いわゆるそういう意味で、農山漁村においては地域団体加入電話で需要に應じていくたい、こういうふうに考へておるわけですね、こういふことについていいですか。

○説明員(平山温君)　大体先生のおっしゃるとおりと申し上げたいと思ひますが、私どもが地域団体を中心にして、農村地域の電話の普及に努めると申しますことは、要するに、放送がかつたときにかけられないような電話でない、やはりあくまで電話としての目的に作つた設備で、しかしながら、都会のように、単独加入とか、あるいは二加入の共同加入という程度のもので、現在の農村の状態から見ますと、やはり相当格差があると思ひますので、多数共同の意味における、しかも放送はない、電話本来の目的のために作られた地域団体加入電話というものを中心にしてその普及に努

めて参りたい、かように思つておるわけです。

○横川正市君　そこで、この間資料をお願いをいたしておりましたが、私の考へは、この前の委員会でも明らかにいたしたわけでありまして、きょうこの資料を見ますと、実際にはどうもこの域における電話事業というもののあり方について、直営がいいか委託がいいかという、こういう端のものの見方からして、委託という消極的な方式をとるのではなくて、直営とする積極的な方針をとるべきではないかという私の考へ方を納得させるような資料に実はなつておらないのであります。ことに、過去において、土地とか局舎とかの共同利用、それから要員の共通勤務、それから今まで郵政省と同一家で屋の中でやつてきたんだから、当面は委託しておいたほうがいいという情性的なものも考へ方であつておるよう

で、先般の質問では、委託をしたほうが経済的だ、もし直営になつたら電電公社はひっくり返つてしまふといううな、ひっくり返る理由には全然ないやうな、いわばきわめて消極的な農山漁村対策がそのまま委託業務という格好で現われてきているやうな、そういう状態にしか実はとれないのである、まして、この前回答弁されたやうに、ひっくり返つてしまふのだというやうな大問題が隠されているならば、これは私どもも考へますけれども、ここに言われておるやうなものならば、私は直営方式をとるべきだ、こ

ういうふうに思つておるわけで、まず、その資料の面から説明をいたしたい、さらに第二段に総裁からひとつこの点を

をはつきりしていただきたいと思ひますが、農山漁村の電話のサービス改善がおくれている最大の理由というものは、電電公社の直営がおくれているというところから原因するのではないかと、端的に言へば、直営化されたところのサービスは著しく改善をされておるという事実があるわけですね。直営化されないところの局舎については、旧態依然としてサービスが劣つておるのが事実。そういう点から見ますと、やはりこれは一挙にということはおぼろしくても、将来すみやかにこれは直営化して、農山漁村におけるところの需要にこたえられる、そういう体制に熱意と工夫を持つべきではないか、こう思つておるわけなんでありまして、まず、その前段の説明を係のほうからしていただきまして、後段は政策の問題でありますから、総裁からお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(千代健君)　小局、特に現在郵政省に委託してあります特定局での電話サービスということでございますが、これをなぜ委託をしておるのか、消極的ではないかというお話でございますが、この現在委託をやつておる理由には、過去において、御案内のやうに、通信省という官営一本でやつて参りましたのが、郵政、電気通信二省に分離して、それからその後電気通信省から公社へ移行した、こ

現在その方式をとつておるわけでございます。その問題の端的な例は、いわゆる共通配線という問題が非常に大きな要素でございます。たとえば最も小さい局であります場合に、かりに電信だけにつきまして見れば、最低配置要員というよりなものを置かざんと、二十四時間がいま勤務ができません。これを夜間の場合には受付を電話の交換が担当するということになります。これは電信の内勤と電話の交換が共通配線になる。また、郵便局の配達の、特に速達郵便の配達という問題と電報配達というものは、これは現在行なわれておりますように、共通配線でやれるわけでございます。また、一人の局長が双方の任務をとりますれば、やはりこれも共通配線ができるわけでございます。そういう点から、この設備はなるほど公社の直営で置いておられますけれども、これを運用する、あるいは電報のほうの受付ないしは内勤の仕事、配達の仕事、それから電話料金の収納の問題、これは郵便局の窓口でやっておられる貯金の事務と転換ができる、こういうたいわゆる共通配線の長所が、小局ほどはつきり現れて出るわけでございます。そういう点から、この委託業務の方式で今日及んでいられるようなわけでございます。

なお、自動化して、すぐサービスに格差ができるんじゃないかというお話でございますが、この点は、自即化の速度がゆるいために、特定局の交換台が滞りになる、どうにも動きがつかなくなるという、そのあとで自動化が行なわれるのが、残念ながら今日の

の状況でございます。したがって、そこに非常に大きな格差が出ておるようには思ふのでありますが、これは手動交換といふものと、自動式に改式したものと比べますと、なるほど人の扱いと機械の扱いの交換で多少スピードの格差はございますけれども、それはひとりで違ひます。サービスではない、私どもはかように考えております。ちょうど、ビルディングの中の構内交換の場合、自動式の構内交換に一々内線と呼ぶ場合と、それから共電式の交換台で既存の交換手の手によつて相手方を呼ぶという場合とは、それほど違つたサービスではないと思ひます。なおまた、そこに交換手が介在することにより、非常に便利な点もあつて、むしろ自動よりも非常に手近だというやうな声すら聞くわけでございます。そういう意味で、自動に改式すると格段の相異が出るのではないかと、こういうお話ごもつともだと思ひますが、これは、現在の状態が、にっちもさっちもいなくなつて初めて自動改式をやる、こういうやうなゆがんだ状態にございますから、さうな声が残念ながら出ておるわけでございます。

以上でございます。

〔理事野上元君退席、委員長着席〕

○横川正市君 これはひとつ総裁から答弁をもらひたい。

○説明員(大橋八郎君) 大体たいま営業局長からお話し申し上げたとおりと私は考へるのでございますが、現在の行き方から見ますと、現在特定局その他の委託局でやつておるサービスを直営に直したからといって、直営そのものは非常にサービスがよくなるというところは私はないと思ひます。現在の

行き方でありまして、大体各局でやつております磁石式の簡易な方式でやつておりました、これです。大体七百加入入れるのが最大限度であらうといわれております。これ以上になりますと、どうしても自動式に改めて、その機会に交換を直轄するといふことで従来やつておるわけでありまして、自動式になることによつてサービスが改善されるわけでありまして、直轄になつたことは、要するに、そのときの電話がふえて、従来のままでやりきれなくなつたから自動式にかえる、自動式にかえることがすなわちサービスの改善であるといふことでありまして、結果といひますか、原因は、その都市の電話がだんだん数が多くなつたところで初めて改善されるというのが現在の状況でございます。したがつて、結果からいひますと、どちらが鶏か卵かわからないやうな形になりますけれども、その都市が発達して電話の加入者がふえるから改良された方式でやつていくことになる。さらに、さつきお話しのやうに、一歩進めて、今から自動でやつたらいひではないかといふことまで飛躍しますと、これも一つの考へ方でありまして、現在のやり方は、そういうことになりまして、非常に何といひか、経済的にも非常にいいかかといふ観点もあつたので、経済的にやるとすると、今申し上げましたやうな、七百までは従来どおりの磁石式というやり方であつておるわけでありまして。

○横川正市君 私は、今のままで、三

次計画、四次計画といふものが推進の過程で、都市、農村、漁村に割られ、それぞれの金額で何をやるか、こういうふうになり、もうきまつたワケ内の仕事なら今言つたやうなことになると思ふのです。ただ、私も、やはり電電公社のサービスが都市周辺に重点的にかかるやうにしたい。これに、ぜひこれは農山漁村にもう少し力を入れてもらひたい、そういう考へ方を持つておるわけですね、根底に。そのために、今委託というやうな格好にしておくより、直営方式をとつたほうが、もつと農山漁村におけるところのサービスは改善されるのじゃないだろうか、こういう点を強く実は主張するわけなんです。結局、電電公社の中にありますけれども、わが国の産業とか経済とか文化とかいふものに寄与しようとする、そういう傾向が都市に非常に偏在しておつて、そのために農山漁村におけるところのサービスが著しく低下をしておる、そういう事態といふものを、これをもう少し電電公社の経営陣の中からでも抜本的な解決をする必要があるのではないかと、こういう考へ方を根底に私も持つておるわけなんです。

それから同時に、一体それをやるのに、それならば著しい困難があるのか、こういうことでお聞きをいたしたら、今説明されたやうに、速達と電報が協定されているとか、料金の出納が貯金と同じだとか、こういう事務上の便宜主義といふものは、僕は障害に実になつておらぬのじゃないかと思ふのです。ですから、先回の委員会でお聞きしたときには、いわゆる経費、経済の面で電電公社の現在の状態からはもうとてもまかない切れないのだ、それだけのものを郵政省に委託をしてい

のですから、それならば私が見ている実態と違ひから資料をいただきたい、こういうことを要求したら、大体私の考へておつたやうな資料しか出ていない。これならば、直営化は必ずしも困難だとは実は考へないわけですよ。

それからもう一つは、公社のほうでは、直営化した場合には、それは自動化で、そして七百以上の加入者があつて採算が十分をこえ、こういう一つの経済上のいわば立地条件のよい点を選んで、そしてそこにサービスの改善をする、端的に比べてみますと、そこにあつた特定局に委託をしておつた電業関係の業務と、それから直営になつた業務とは、これは天道さんとモグラくちの違ひですね。だから、電電公社が直営方式を考へたときには、最もいい条件下の直営方式といふやつを考へておるようなんですけれども、私は、そうではないに、現状では、年次計画を立てられて改善されることについては、これは云々しておらないわけでありまして。やはり、方針として直営といふやつを出したらどうか、その直営の中に、私はもつと積極的な農山漁村に対するサービスといふものが生まれてくるのじゃないか、今のままじゃ、そういう積極的な熱意といふものはちょっと見ることができないのじゃないかといふ点を実は指摘をいたしておるわけなんです、そういう意味で、今言つたやうなやうな資料の面からは、私としては、直営ができませんという理由には実はならないわけなんです、これが以外に、電電公社として、これがどうしても経済上の問題その他で……、こういうものがあるの

だった、ひとつ示していただきました。

○説明員(千代健君) 私の説明が足りなかつたと思うのでございますが、現在、特定局であるか、あるいは直営局であるか、この問題は別にいたしまして、両局の経営が公社としては採算的には非常にやりにくいところであることは、これはもう御承知のとおりであります。電話の新しい自動化と申しますか、この問題は、もちろん直営とか委託とかいう現在の形式にこだわらず、行き詰まつたところから年次計画でひとつ解消していく、こういう観点に立っています。小局の場合でも、この直轄化でなく、自動化もちゅうちよしてはいるわけじゃないですね、都市のほうの行き詰まりがはなはだしい関係から、従来、都市重点に組まれた関係がございまして、農村でも、特定局のところでも、行き詰まつたところはこれを自動化していきます。

ものでやって、そのほうの経済性というものを少しでもカバーしていきないうと、こういつた観点から、従来委託経営の方式というものがとられて参つたのでございます。

それからいま一つ、先ほど申し忘れたわけでございますが、従来の特定局長という管理者の社会的な地位、この問題が実は非常に大きな要素であることも事実でございます。非常に手腕の高い特定局長が、その地元に完全な根をはやして社会的な地位を持つておる、そういう方々によって運営されます場合には、非常に実効があつておるといふことも、これはいふまでもない事実でございます。そういう点も、先ほどの共通服務以外にも、一つの特定局というものを置いて電話交換業務その他を委託してつておる理由ではなからうかと、こういう工合に考えております。

○横川正市君 まあ、現状の最も便利な方法で電業関係を経営するとすれば、郵政の組織に乗つて委託をしたほうが一番便利だといふ点は私も認めるんですよ。何だかんだといつても、全国にこれだけの窓口を持つておつて、いろいろな手を尽くして企業ができるわけですから、こんな便利なものはないわけなんですね。ですから、まあ五千三百委託局があつて、電電公社で三十七年度の予算で二百九十六億四千八百万円と、こういう金でもつて電話の業務が運行される、こういうことは、おそらく電電公社が直営したら、この面から一番困難なんじゃないか。五千幾らかの局の経営を一年間わずかに二百九十六億で人件費その他全部まかなえると、こういう点

が一番魅力なんではないですか、実際問題としてはどうでしょうかね。

○説明員(千代健君) 今、横川先生から御指摘がございました二百九十六億、三十七年度に郵政省へ支払ひました委託費でございますが、これだけで直営をやるといつたつて、できないといふことは事実でございます。そのために実はこういつた委託の方式をとつては、郵政省でお要り用になる金の全部を電電公社から支払うという考え方のもとに、郵政当局と協定を結んでおるその単価によつて郵政省のほうへ支払ひしておる金でございます。これが直営になると幾らかかるかというところは、ここにすぐ出ればよろしうございしますが、これよりたくさんかかることは当然のことでございます。今さら申し上げることもないと思ひます。

○横川正市君 実は、私がこれを非常に固執するのは、この前の委員会のときにも総議にお聞きしたんですが、電電公社の相当な地位の方の中に、これだけの委託費を払うのなら直営のほうがいいのだ、こういう考え方で、たとえば鈴鹿の講習所とか、どこどこ研修所とか、課長クラスや何か集めて講習をするときに、口の端に必ずそのことがのつたといふ時期があるのです。私も、ずいぶんあちこちから委託費の問題で聞かされたときに、もう郵政はめつて、どんどん委託費を上げていく、これじゃとてもかなわぬから、できればひとつ直営にしたほうがいい、また、要員関係のことを考えれば、われわれもぜひ直営にしてもらつたほうがいい、郵政省が困るうが困るまいが、それよりも働いている人たちのためだから、というので……。

それで、いろいろ私も考えてみて、なるほど、現在の特定局の電話業務をやっているスペースは、これは郵政省と特定局長との間の賃貸契約だけれども、公社とそれから局長間の賃貸契約にならないわけはない。それから電報その他については、これはパトで、いずれの地域においても一通幾らといつて委託をしているんだから、これはまた増減はない。それから集金その他は、これは係の者が行く必要はないのです。今でも、都会であらうと、どこであらうと、全部窓口へ納めておるわけですね。それから經由するのなら、これは特定局の窓口を經由すること、納入としてはできるわけでありまして、それから人の問題ですね。これは、私は直営化されたときの場合と委託局の場合とは、人がまきり違ふ状態を考えてみると、非常に欠陥というものがあつたんじゃないか、お役所式を少し修正してもらわなければ、公社としての存在はないわけでありまして、何か一つのポジションがあるから、そこへ長を置かなければならぬ、それからそれに補佐を置かなければいかぬというふうな古くさい考え方というのは打破して、能率本位に人員の配置といふものはできるんじゃないか、こういうふうな考えでくると、今言ひたいような、いわゆる服務上、要員上、業務上、別段差し迫つて問題はないといふところに実は結論として立つたので、そこでどうでしょうかと申したら、この間あなたのほうから、そんなことをやつたら電電公社はひっくり返つてしまふ、こう言

うから、それで資料をと、こういうふうにはなつたのであります。

ところが、その資料を見たけれども、別に私の考えておつたこととはおおよそ違ふない内容しか報告されておらないので、これはひっくり返るのじゃないか、いわば根本的な問題は、農山漁村における電話サービスをもつと増強する方式として直営化するというほうがいいのじゃないかという点とかみ合はして今の問題は論議しているわけでありまして、これは、実はここでお答えをいただければ、真剣に取り組んで考えてみていただければ、これが問題だ、このいふ点をはつきりさせていただくようお願いをしたいと思ひのであります、その点はどうでしょう。

ただ、先ほど申し上げましたように、小局の場合において、非常に公社の経営上の問題として困難が多いといふことを申し上げたわけでございますが、これはいろいろと方があると思いますが、内部的にもまだはつきりオーソライズされたものではございませんけれども、過去において、小局、大局をいろいろと収支比較をやつてみました場合に、小局ほど収支のバランスが悪いといふことは、これはまあ当然でございますが、はつきり出ております。そういう小局が、多くの場合において委託局になつておるわけでございます。委託経営のほうは直轄経営よりもいいといふことであるならば、小局においてはなるべくこの委託経営という

○説明員(大橋八郎君) 私ども今日まで、あるいは研究の行き届かない点があるかもしれませんが、今日までの私どもの聞いておつたところでは、直営にすれば、むしろこれは経費がよほどかかるというふうに私考しておりますので、現在のままの委託しておいたほうが経済的に得だといふ従来の觀念に立つて御答弁してはいるわけでありまして、しかし、先ほどのお話で、方々で講演している際に、私どもの部内でも、直営にしたほうがかえつて安上がりだといふ意見があると思ひます、これは私どもとしても、このまま捨て置くわけに参りません。十分これは掘り下げて研究いたしまして、もう少し研究したいと思ひます。

○横川正市君 そこで、第一点でちよつと関連がございまして、お聞きしたいと思ひますが、先ほど

が、それよりも働いている人たちのためだから、というので……。

○説明員(大橋八郎君) 私ども今日まで、あるいは研究の行き届かない点があるかもしれませんが、今日までの私どもの聞いておつたところでは、直営にすれば、むしろこれは経費がよほどかかるというふうに私考しておりますので、現在のままの委託しておいたほうが経済的に得だといふ従来の觀念に立つて御答弁してはいるわけでありまして、しかし、先ほどのお話で、方々で講演している際に、私どもの部内でも、直営にしたほうがかえつて安上がりだといふ意見があると思ひます、これは私どもとしても、このまま捨て置くわけに参りません。十分これは掘り下げて研究いたしまして、もう少し研究したいと思ひます。

○横川正市君 そこで、第一点でちよつと関連がございまして、お聞きしたいと思ひますが、先ほど

平山さんの意見では、有放と公社との関係については明確にされました。現状、公社が行き届かないサービスの状況の中で、農山漁村の対策というより、なものがなかなか進捗をしない。片や有放の自然発生的な地域においては、ますます必要とするものが増大をしていく。そこで、電電公社は自信を持って将来の展望というものを示しているわけですから、この際、独占企業の生命線だとか何とかいうわけなくさいことはやめて、千分の十七などという地域の制限はこの際取り払って、できるだけひと地域の人たちに便利な農山漁村の有放との電話の中継等をやっておいて、別段、将来電電公社は痛くもかゆくもないわけですから、どんどん電電公社のサービスがいけば、経済上の理由、便利、完全ということでも吸収できると、こういう自信を持ってもらえるわけですから、この際制限をあまりつけないでやっていっていいのではないかと、これはどうも目の子勘定だと言われるかもしれないけれども、この点はどうでしょう。やっぱり制限を設けておかなければいかぬでしょう。

○説明員(平山温君) この問題は、郵政省が現在の有線放送電話を運用されるにつきまして、第四條の許可基準の中に、公社の電話の不便なところというものをどう考えるかというところで運用されていっていかうことと、その数字がどうかという問題はいろいろあると思いますけれども、現在の法律の示すところによりますと、その電話の不便なところによりますと、やはり公社の電話のサービスがある程度以上行き届かないところに限つてというところで、現在の有線放送電話法ができてきているのであると、私どもはかように承知しておるわけでごいまして、この問題は、今後の有線通信法あるいは公衆電気通信法の改正によりまして、有線放送接続電話というところと直接は関係がなく、現在の有放電話をどの範囲に認めるかという問題であらうかと思ひまして、それをいかにすべきかということ、ただいま郵政省のおきめになつておることでございまして、私どもとしてはこれ以上の御意見を言うことはお許しいただきたいと思ひます。

○横川正市君 郵政省へ、先ほどの問題と関連して二、三お聞きしますが、電電の業務の委託をされておるわけでありまして、電電公社としては経済的な面から委託をされているというところは、言ってみると、これは大企業が零細企業や中小企業をたよっているようなもので、郵政省は監督官庁でございまして、いつも私も思うのですが、監督官庁なんだけれども、電電公社からの委託をやつて、その金を予算の足しにする、そういうさしこみ考へ方はないんだろと思ひますが、経済的であるというところは、郵政省が委託を受けて仕事をやる面、これは十分、何といひましたか、採算のとれるようなものでやつていけるのかどうか、その点は、事実上郵政省は委託業務についてどのように判断をされているのでしょうか。

○政府委員(浅野賢彦君) 委託業務につきましては郵務局で所管いたしておるわけで、私、状況をよく存じませんので、今すぐ回答申し上げかねます。

○横川正市君 これは、あとでひとつ、実際の委託を受けている郵政省側として、委託をされていることが一体採算に合っているのかどうか、もうかつておるのかどうか、そういう点をひとつ資料で出していただきたいと思ひます。

そこで、実は私、これは郵政大臣にお答えいただきたいと思ひるのでございまして、今までも聞いておるわけでありまして、まず、有放関係は電電公社の線とは接続するけれども、将来これは買収をしない、それは主として、これから電電公社の持つております価値の問題もあらうと思ひますけれども、どうも私も聞いておつてふに落ちかねるの、その点いやいやといふか、いやいや有放に対して便宜を供するのだというふうな、こういうふうな性格がある。また設備その他、そういうことをやつてもらつても、電電公社としては買収するようになつて、これは損をするだけだ、こういう経済的な理由から、有放との間に一線を画した格好というものがあつて、私は、できれば、進藤さんがちよつと触れておりましたように、政府としては、ある程度金を電電公社に低利でもつて融資する、その金は、現在の銀行利子の半分ぐらい、三分とか三分五厘とかいう金があるわけですから、そういう格好のもので、低利で資金の調達をして、電電公社にこれを貸し与えて、もつと完全に近い機械的な設備を電電公社自身が有放を必要とする地域にこれを貸す、賃貸契約か、あるいは年賦償還か、いずれにしても、そういう格好で貸すというより、そ

ういう意味での電電公社と有放との関係というものを待つ必要はあるのではないかと、こういうふうな気持を持ちながら、買収しないと突っぱねた、そういう状態について、非常に私どものほうとしては不満なんです。

それからもう一つは、地域団体加入電話なんでありまして、これも、おれのほうがいいんだから、やがて地域の経済がよくなればこつちに飛びついてくるという格好で、有放との関係というものを、これまた明確な一線を画している、こういうことはどうも少しやがて独善的な傾向があるのではないかと、こういうふうな思われるので、ことに有放というものは、自然発生的で、相当長期にわたつてこれは存在する。長期というものは、半永久的な存在と私どもは考えるわけですが、そういう経済的な必要で生まれたものと判断をするわけなんでありまして、それを、それと公社との関係というものを、もう少し私は血の通つたものにすべきではないかと、こう思ふのであります。

それからもう一つ、公社の経営の状態を見ておきますと、都市周辺あるいはビル街とか、そういうところには、相当設備はほとんど行き届いていきますけれども、農山漁村に対してはそれほから収入の問題もあるわけでありまして、地域の広大さもありまして、それうけれども、これはなかなか均衡のとれた格好にはなつていけません。ことに、電電公社自体は独占企業としての性格を明確にしておつて、それでいて今度は、郵政省への委託の電話の問題については、経済的だという理由だけ

で直営方式ということについてなかなか抜本的な方針がとれない。

こう考へてみますと、三者三様にそれぞれ性格的には一貫をしないものがあるわけであつて、これは一体通信政策と盛んに言われております政策の問題からいいますと、どうも私どもとして理解できない混乱がその中にあるのではないかと、こういうふうに思ひます。

私は、今これから一貫した通信政策というふうなものを、これを現在出せと言つてみても、それは仕方ない、できないのは無理もないことだと思ひますけれども、こういう政策を打ち立てるのは、これは郵政大臣あるいは監理官室、これが全面的な責任を持つものなのか、それとも、これは電電公社自体がある程度これに対して方針というものを立てていくものなのか、一体一貫性というものをどこで出して、これらの多くの需要に対してサービスを公平に行なう、こういう電気通信業務というものの姿勢を正すのか、その点をひとつ郵政大臣からお聞きをいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(小沢久太郎君) 通信政策に關しましては、あくまでも郵政省が責任をとるわけでございます。しかし、郵政省が責任をとるからといひましても、郵政省が独自で定めるわけでありませんので、各方面の意見を聞きまして、あるいは、電電公社の意見ももちろん聞きますし、あるいは有放のいろいろな意見も聞きますし、そういう点の各方面の意見も徴しまして、そして最終的には郵政省で責任を持つてやるということでありまして、そ

○横川正市君 私は、きのうの冒頭に、公社とそれから郵政省というところより、郵政省の中にあります監理官室の關係でお聞きをしたわけなんですけれども、すけれども、どうも私どものいわば現実的な現状把握からいけば、今の大臣の言っていることは非常に常識的なことで、もっと対策というのは、実は公社側である程度やるのか、また監理官室でこれをやるのか——やるのかと言つても、ちよつと現実的には心もとならない点もあるんじゃないかと思うのでありますけれども、そういう二つの点がありまして、疎通がしつかりできておらないのじゃないか。いろいろの面を見てみて、そう感ずるのでありますけれども、そういう意味で、一体公社とそれから監理官室との間に意思の疎通ができていのかどうかと、私はきのうお聞きしたわけでありまして、この点については、実際に公社側の立場といたしまして、それから郵政省側の立場といたしまして、そういう二つの点をどういふふうに私どもが判断をすればいいのか、端的に言へば、やっぱり郵政省側は、こういう重要問題にぶつかったときに、それだけの力を持っているというほどの力はないのじゃないかというふうな見方ができるわけですが、大臣としてどう考えておられますか。

○国務大臣(小沢久太郎君) まあ、いろいろの問題につきまして、監理官室とそれから電電公社との間ではいろいろ相談するわけでございますけれども、相談の過程においては、いろいろディスカッションすることがございます。最初から全然意見の一致をみるということよりも、あるいは多少の意見の相違するという点はあるかもしれませんが、最後の点に出てきたその決定というものを対しましては、両方の意見の調整ができてから進んでいくというふうなことでございまして、それから監理官室のほうが力が少し足りないんじゃないかということもございまして、何せ監理官室は人数が少ないものでございまして、公社のほうが多少人数が多いものでございまして、いろいろな作業の上で公社のほうがお手伝いをしていただくという点は、これはあると思います。

○横川正市君 きんのうから二つの問題で中心にお聞きをしたわけでありまして、さらに引き続いて具体的な問題でお聞きしたいと思うのであります。これは当然監理官の所管だと思つております。

きのうからの私の質問の中心でありまして、有放とそれから公社との農山漁村におけるところのそれぞれの持つております特徴といたしまして、事情というものは、監理官室としてはどういふふうな把握をされているのか。私は、当然この自然発生的なものは、相当公社のサービスが行き届いても存続するのではないかと。そういう、存続するという立場に立つて、有放の将来については、やはりこの地域の方々の福祉のためにも、行き届いた施設が必要なのではないか、こう私は思うのでありますけれども、その点をまず一点お伺いしたいと思います。

○政府委員(浅野賢彦君) ただいまでも大臣からもたびたび申し上げておりますが、有線放送電話と公社の電話との関係になるかと存じます。公社の電話が、一日も早く、低規格の電話な

り、または地域団体加入電話なりの形をもちまして、日本じゅうにあまねく及ぶように、これは変わらぬ方針であります。有線放送電話といたしましては、補完的な立場にあって、公社電話があまり及ぶ場合の補完的な立場でこれがあつてあります。ただ、それは申しまして、有線放送電話自体は、お話をうかがうに、放送から出発いたしましたし、また地域相互間の通信連絡手段として出発をいたしてあります関係上、公社の電話があまり日本じゅうに及びまして、またこれはこれなに残つていくものもあるのではないかと考えております。その面につきましては、全部が全部振りかわつていくというところは考えられませんが、少なくとも、先ほど平山総務理事から申し上げましたような、相当電話としてのよい性能を持った面につきましては、当然公社の電話に、これは及んで参ります。振りかわつていくのではないかと、このように考えております。

○横川正市君 そうすると、実際には、これはやはりある程度のものは残つて、農山漁村の利用者の便利供与をしていくものだ、こういうふうな考へてよろしうございませう。

○政府委員(浅野賢彦君) その点の見通しにつきましては、まだはつきりしたデータは持つておりませんが、昨年でございまして、現在二千六百ございまして、有放の施設に対して照会をとりました。一応の結果をまとめたわけでありまして、その点の回答は、半分の約千三百参つております。そのうちの九百幾つかは、でありますから、ほとんど六、七割——七割近いものは、現在御提案いたしておりますこの法律

案にありますが第二種接続、現在の試験接続の電話の形で接続してもらいたい、こういう要望が参つております。それ以外に、結局、残りますところは四百くらいでございますが、四百くらいは、希望はないわけでありまして、そういう二点等から考えまして、現在二千六百の施設のうちで、この法律が通りましてために実際二種接続を希望し、またこれに合格するものは、五、六百じゃないかと。としますと、残りますものは約二千施設ということになります。この二千施設のうちに、全部が全部一種の接続を希望いたしました場合、二千全部が希望したといたした場合、基準その他で、まずそのまゝいけそうなのは大体七割くらい、かように思つております。

ただ、最近聞いておりますところによりまして、一種に対する希望は、それほどないかもしれない、そういう声を聞いておりますので、一種につきましては、実際のや段になりました場合に、どれくらい希望者が出てくるか、現在は判断いたしかねております。というところは、相当数やはり従来のまま残る施設もあるのではないかと、かように考えております。

○横川正市君 これは、大臣にちよつとお聞きしたいのですが、私もこれは残る、明確にいへば、放送設備だけは今の放送業者がやり、それから電話的な通話については電電公社がやるというふうな、明確な区分というものはできないじゃないか、それは、経済とか、地域におけるところの事情とか、いろいろなものを勘案して、低廉で便利な施設というものはやはり残つていくということは考えられる。

もちろん、それは、ある程度機械設備が改良されていくということは考えられても、残つていく、こういうふうな思ふのであります。その場合に、電電公社としては、無理をするわけじゃないですけれども、具体的に公社の独占性というものを農山漁村でも明確にしたい、こういうふうな思いをいたしますし、それからそういういわば便利ということでは——便利と必要ということはいふまでもなく、必要と必要といたすけれども、必要やむを得ざるものというところより、便利で低廉だということについて、郵政大臣としてはどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 有線放送につきましては、たとえば公社の電話、いろいろの施設をやりました、あるいは地団などを拡充いたしました、これは農山村に入つてくるというふうなことがありまして、ある程度はやはり残るところがあると思つて、しかし、それだからといひまして、公社のいわゆる一元性をそこなうことはいふにふに思つてございまして、まあある程度は、有線放送というものは便利なので、低廉で、そして存在する理由があるところには、ある程度残るというふうな私どもも考へる次第でございます。

○横川正市君 そういふふうな郵政当局の考え方であるとすれば、まず第一に、通話の区域の問題なんですけれども、先ほどちよつと認定基準の問題で公社側の意見を聞きました。郵政省の皆さんがおられるから、率直なことはちよつと聞かせんでしたけれども、実際問題として、私は、やはりある

時期には、不完全なものというものは、逐次やはり減少していく傾向というものは、これは社会の一つの法則ですからやむを得ないと思いますが、しかし、必要であるからということで残るといふ、こういう事態を考えてみると、この残るものに対して、やっぱり便利供与とか、あるいはある程度の保護というものが当然必要なので、その便利の供与の範囲をどの程度にするかというものは、非常にむずかしい点であります。まず都道府県内の区域ぐらゐは、いわゆる県内の通話ぐらゐはできる、こういう一つの範囲の要望が有放の業者のほうから出ております。

それからもう一つは、先ほどもちよつと参考人の方が言われておりましたけれども、その地域と密接な経済的な関係のある、あるいは地理的な関係のある、あるいは地域に対しては、特別な一つの通話の供与というものを許可してもらいたい、こういうことも言われておつたと思うのです。それから、私は北海道で、北海道の場合に、都道府県といふ大体系な解決をいたしたすけれども、先般もいりました資料では、五地域に分けると、こういうふうにいわれておるのであります。大体、市町村の併合問題等からいって、その地域の政治的、経済的な様相というものは、ちよつと単に分けるといふのも分けられないような状態というものが事実あるわけですね。ですから、そういう点を勘案しながら、私は、今後通話の範囲について、都道府県——政治的、経済的に密接な関係のある地域、それから北海道については一地域、こういうふうに通話の範囲というものをきめておくことがいいのではない

いか、こう思うのでありますけれども、これは先ほどの前段の問題と関連させながら、ぜひひとつ郵政省の意見をこの際はつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(浅野賢達君) 第二種の接線電話の場合に、現在、都道府県内と一市町村内にいたしてございます。同時に、都道府県内でありまして、さらにそれを制限いたしまして、基準として一市町村という言葉を使っておりまして、基準として一市町村というふうにして、このところ予定いたしております。

こういふふうにして、理由をいたしましては、本来、有線放送電話は、現在の生立ちから参りまして、同一市町村内の同時に地域共同の相互間の通信、ということば放送兼用通信である、こういうことが主体になつております。したがって、これはやはり非常に安いのが生命でもありまして、安いのが生命であります。それから生活共同体として見てみました場合には、地域的なものであるということが、やはり生立ちから参りまして、今回の法改正によりまして、一種、二種に分けて、一種につきま

しては、その所在地の電話取扱局の区域だけが話ができる。それから二種のほうにつきましては、都道府県内であつて、基準として一市町村、こういうふうにして、それ以上にはいたしません。やはり技術基準を高めなければならぬように考えられます。自然、一番大事な点であります。低廉性というものが失われてくるように考えられるわけでありまして、全部が全部、市外電話を都道府県外にかける

わけでもございせんし、そういう意味から、今回は、行政区域で、従来の、現在の有線放送電話は同一市町村内とございまして、その点の性格を考慮しまして、その一段であります都道府県を一つの範囲といたしまして限定いたしまして、低廉性という意味から、基準として一市町村、こういうふうにして、一市町村と申しますが、「基準」といふことによりまして、できる限り考へて参りたいと思つております。

それから密接なる近県まで通話ができるように、けさほどいろいろ御意見があつたやうであります。結局のところ、こういう制度というものは、どこかで区切りをつけなくて、制度として行なつていくことが非常にむずかしいことになりまして、先ほども申した考へ方等を母体にして、この際は、同一府県内、そしてそれをこゝろ分につぎましては、公社ができる限り便宜をはかりまして、そういう御要望の向きには、加入電話をできるだけ早くつけると、こういうことによりまして、制度はひとつ制度として参りました。かように考えておる次第であります。

それから北海道につきましては、北海道の地域は、これは非常に広いところでありまして、一般の府県と同様に扱いますためには、公社のいろいろな電話の整備の問題とかからんで参りまして、やはりこれは特殊の判断をしなければならぬ。そういう面から、区分の方法につきましては、通話の流れの状況等を考えまして、札幌、函館、旭川、北見、釧路、こういう土地を中心といたします五地域に分ける

ようにいたしておる次第でございます。

○横川正市君 これは私も、一の場合に、それから先ほども言いましたように、二の關係については、やはり必要、自然的な条件下にあつて、こういう法律改正を現在行なうわけでありまして、そういう意味では、この解決策が先について、現状をどうするかというものがあつて、どういふことには、現状がどうだから、こうして、現状がどうだから、こうして、進んだ形であつても、態度としてはとるべきじゃないかと思つたので、それが一点。

それからもう一つは、この北海道を五つに分けても、おそろくこれは、たとへば系列的にどこを経由してどこへというふうな、そういう中継の状態というものを五つに分けても、全道であつても、あるいは五つに分けても、その効果というものは、あまり変わらないのじゃないかと思ひますが、これは公社のほうから、通信経路で説明いたされれば、たいへん助かるわけですが、私はおそろく北海道の場合には、こういう五つの地域に制限をしても、また全道といつてしまつても、あまり変わらないのじゃないかと思ひます。それから同時に、札幌に道庁があつて、ほかの県のように、県内であれば、それぞれの行政的な重要な問題については、県庁所在地に一つに集中しますけれども、北海道の場合は、五つに分かれたうちの札幌を含める一地域だけは、重要な中央行政機関との連絡がとれて、ほかの地域、四つはその連絡がとれないというところで、ちよつと片手落ちなこと

になるのではないかと思つたのでありますけれども、この点、技術的な面と、それからそういう政治的な面と、二つお答えいたしたいと思ひます。

○説明員(平山温君) 北海道の問題でございまして、特に技術的な面からどういふことについてお答え申し上げますが、私どもの通信網の構成のやり方といたしましては、総括局、中心局、集中心局、端局と、四つの段階に局を分けております。北海道地区につきましては、札幌と申しますが、これが総括局でございます。その中に中心局が幾つかございまして、それからまた、一中心局の中に集中心局が幾つかあるわけでございます。普通の場合、内地で申しますと——内地という言葉を適當でないと申しますが、たとえば東北地方の例で申し上げますと、総括局が仙台でございまして、中心局は大体県庁所在地になつておるわけでございます。したがって、私どもの通信網の構成の立場からいたしましては、北海道と申しますのは、ちよつと、たとえば東北地方、関東地方といふ、その地方に相当しているのございまして、したがって、通話の接続範囲とか、あるいは中継度数というふうなことを考えた場合には、もし北海道を一つの県と見た場合には、北海道を除いた各県の場合とは、非常に様相が違つておるわけでございます。

なお、先ほども申したのを補足いたしますと、北海道は中心局が実は十一局ございまして、内地は、大体一県に一つでございますが、まあ静岡県なんか、少しあつた長い県でございますので、あの場合には、静岡のはかに、浜松とか沼津とかいうようなのが

ございますけれども、大体普通の県は
ないし二でございまして、今の静岡
県の場合は特殊でもありますが、北海
道の場合は十一も中心局がございま
すので、実質的な立場から考えますと、
やはりこれは一つの県とはだいぶ様相
が違ひ、かように思っております。

○政府委員(浅野賢達君) 県内基準と
して一中線と申しましたら、この基
準の考え方でありまして、できる限り
県庁所在地には一中線という形におき
まして通話ができる方法を考えたい、
こういったことで、できるだけ御趣旨
の線に沿った方法を公社といたしま
す。検討しておりますが、北海道の五地域
につきまして、ただいま平山総務理事
から御説明を申し上げましたが、技術
的な面から、ただいまのように非常に
特殊な地帯になっております。ただ、
五地域に分ける区域の分け方につきま
しては、その土地の状況等もございま
すので、慎重に公社とも相談いたしま
して考えるようにいたしたいと思
っております。

○横川正市君 監理官との協議を待
てばいいのでありますけれども、どう
ですか、これは平山さん、今の技術面
からいって、政治的な面も含まるかも
しれません、たとえば北海道の場合
に、一地域は道庁との連絡もとれる
が、他の四地域は、五つに分けた場合
に連絡がとれない、それからこの場合
には、その県の地域と政治的、経済的
関係のあるところへ何とか配慮をいた
だけないものか、こういう点について
は、公社としてどうですか。ここでは
意見は言えませんか。いい意見を言っ
ておいてくれればいいんですが……。

○説明員(平山温君) お答え申し上げ
ます。

まず、北海道の、五つに分けた場
合、札幌市はいわば道庁所在地、県庁
と話ができるが、ほかの地区は話がで
きないのではないかと、こういうお話で
ありますが、実は、私どもの公社の、現
在の北海道の電話の加入者について、
少し通話の状況を見てみました。そ
うしますと、やはり札幌のようにな
ることは通話もございまして、全
体的に見ますと、たとえば先ほど申し
ました端局、一番農村に近いところの
局でございまして、その加入者から
発信する通話に対して、札幌に行く程
度はどれくらいかということをお調べ
すると、やはり数%のようございま
す。その点では、やはり一つの県内
における県庁所在地への通話というこ
とを考えた場合、札幌とほかの端局と
比べました場合に、やはり札幌への通
話は相当ございまして、小まな
県における県庁ほどではないように承
知しておる次第でございまして。

それから先ほどの近隣の経済的密接
なところ、たとえば千葉県と東京、あ
るいは大阪附近の県と通話ができるよ
うにというお話についての意見を申し
述べようというお話でございまして、私
どもの考えをいたしましては、確かに
農山村地区におきましても、そういう
近隣の経済の中心地との通話の交流の
必要性はあると思ひますけれども、今
日有放の加入者になられておるすべ
ての方が必ずしもそういう状態にはな
いと思ひます。そこで、交
換台のある所在地とか、あるいは有放
の加入者の中でも、特に有力な方がそ
ういうこととの連絡に当たられまし

て、その関係の情報を適当な方法で地
域社会の方にお知らせするのではな
らうかというふうに想像しております
ので、そういう限られた方の需要に
対してございまして、私どもも
いたしましては、今の有放の加入者の
二百方の方に公社の電話を提供するよ
うにということであります。一挙に
そうにはなりかねるわけでございます
が、特に経済的に中心なところと非常
に連絡の多い向きにしましては、私
どももいたしまして、公社の電話と
いう、そういう需要向きにしておつ
けることができればいいか、か
ように思ひますので、かような方法
で、そういう経済的な密接なところと
御連絡を願ひまして、その情報をまた
有放等によつて関係の方面に周知す
る、できればさう御利用願ひたいと
思つておる次第でございまして。

○横川正市君 私は、経済的に密接な
関係のある地域との疎通の問題と、そ
れから特殊な広範な地域を持つてお
ります北海道の問題については、ぜひ
かつ、監理官の答弁にありましてよう
に、公社とよく連絡をとつて、解決に
努力をしていただきたい。この点は強
く要望いたしておきたいと思ひます。
続いて基本料金でありまして、
〔委員長退席、理事松平勇雄君着
席〕

この基本料金を千三百円、加算額を千
五百円とした、何といひますか、算定
の基礎というものは、これはどうい
う計算によるわけですか。

○説明員(千代健君) ただいま私の
ほうで考えております料金の考え方
でございますが、これは郵政省の
ほうへ認可を申請いたしまして、御認

可をちょうだいしてから動き出す問題
でございますが、現在三十六年度に試
験実施いたしました五カ所、それから
三十七年度の二十八カ所、こういった
ところのやり方と、今度の新しいこの
法律によりまして動き出す接続通話契
約の料金とは、だいぶ考え方が異つて
おります。従来のものは、一回線、一
局線当たり幾ら幾ら、それから市内の
度敷料一回ごとに七円、そのほかに、
内線の有線放送、内部の電話機一個ご
とに月額十五円、こういった料金を
ちやうだいして試験実施をやっている
わけでございますが、今度の場合に
は、従来のように内部まで公社の通話
サービスでやるという考え方が若干変
わりました。交換台までが公社のサー
ビスである、こういう工合に変わら
ました関係から、従来の月額、内線電話
機一個ごと十五円というのは、これは
廃止するわけでございます。それから
いまひとつ市内度敷料の関係でござ
います、これは、公社の局が自動局の
場合にはやはり度敷料を採用してござ
いますので、基本額と度敷料をちやう
だします、それから公社の局が定額制の
局でございまして、月ぎめ契約という
場合ですと、その基本額をちやうだい
するわけでございます。そのほかに、
加算額と今呼んでおりますが、一局線
当たり月額千五百円の程度のものを
ちやうだいする考えでございます。こ
の加算額をどういふものから取るか
というところでございまして、過去にお
いて私ども試験接続をいたしました五
カ所、二十八カ所、二十三有放の施設
の実績に徴しまして、開通時の試験、変
更の検査、こういったものに要しまし
た経費の実績をとりましてみますと、

大体有放施設が十三年間かかつてそ
れを負担していただくということから
計算して参りますと、一カ月一回線当
たり千六百円になります。したがつ
て、千六百何円かになります、千五
百円程度のところをお願いするほう
がいいのではないかと、この点でた
だいま郵政省のほうともいろいろ御相談を申
し上げておるわけでございます。

○横川正市君 監理官のほうは、料金
はどのくらいかということ、公社の
あれでなしに、全然考えておらないわ
けですか。

○政府委員(浅野賢達君) ただいま公
社の千代局長が申し上げました線を参
考にしまして検討いたしております。
考え方といたしまして、なるべく安
くなるようにということから、公社もそ
の線に沿つて努力いたしております。
ただいま申し上げたような結果になつ
ておる次第でございまして。

○横川正市君 ちょっと私はしろうと
の質問ですが、同一通話区域内で通話
をする、そういう通話の度敷料を
きめた場合に、非常に通話度数が疎
であるから、施設その他の原価計算から
いって、相当長期にわたつて償還しな
ければ原価がとれない、そこで加算額
をかけて、その加算額によつて度敷料
な点をカバーしながら、早期に減価償
却できるようにする、そういう考え方
で、基本料金と加算額と二つあるわけ
ですか、この加算額というのは大体ど
ういう性格のものでしょうか。

○説明員(千代健君) 先ほどの説明が
あるいは不足しておつたかと思ひま
すが、加算額と申しますのは、通話度
数が疎であるのをカバーするために考
えておるものじゃございせん。最初

に、非常に広範な地域の場合が多うございますけれども、接続の際には非常に広範な地域でむずかしいのでありますけれども、その設備を検査いたしまして、これならだいたいようぶというのでそうなるから初めて接続するといふやり方を過去においてもとっておりまして、今度の場合にも、この法律の中にもございますように、技術基準を全うするものを接続する、こういう趣旨になっております。そういった場合の検査に要します費用が相当な額に上っている実績がございます。それらに要する検査の費用、それから運用の指導等で、これはわざわざございますけれども出ておる。それからいろいろ変更されます、けさは参考人のお話でも、当初六百七十個であったのが、現在千五百個になつてゐる。こういったような場合には、三、四年の間に相当の変更がございます。そういったものもやはり検査をやらなければならぬ。そういった金額を考へて出したものでございまして、決して度数が少ないのをカバーするといふようには考へておりません。有線放送の回線は、ちやうど私どものほうでは一加入者と考へておりまして、したがって一般の加入者との関係と同様でございます。

○説明員(金光昭君) お答え申し上げます。

か。いわば、今度試験やつてみましたのを基準として、全体を接続するようになった場合に、見直しとしてはどうでしょう。

ただいま営業局長が申し上げましたように、現在試験接続をされておりますのは、三十六年度の五施設、三十七年度の二十八施設、計三十三施設、この三十三施設を接続いたします際に、有線放送電話自体の内部の線、あるいは電話機等の試験を実施したわけでございす。それによりまして、一応三十三施設の際の試験実施のいろいろな検査等に要した費用というものが、われわれのほうで実際に数字が出ておるわけでございす。今回の新しい法律によりましては、先ほど営業局長が申し上げましたように、有線放送との接続通話契約の性格というものは違ひまして、公社の通話についての責任というものは有放の交換台までございすけれども、実際に通話は有放の交換台を通しても、有放の個々の内線電話機まで通話がなされるわけでございす。そこで、有放内部においても、一定の技術基準を満たすほどの施設でなければ実際に有放と接続させて完全に通話することにはならない、こういうことに相なるわけでございす。一応公社の通話の責任は有放の交換台まででありまして、有放の内部の設備というものはつきまして一定の技術基準を設け、その技術基準に合致するものだけ接続するといふことに相なるわけでございす。その、そういう技術基準に合致しておるかどうかというものの検査といふものは、今度の新しい法律によつても

従前同様にやれるわけであります。また、その後におきます内部の設備の増設あるいは電話機の増設あるいは線路の増設というふうなものもあるわけでございす。この設備の変更につきましては、やはり今回の法案の中で、公社の検査をして、それに合格した後でなければ接続しないということになつておるわけでございす。そういう設備変更等に要する費用。

千五百円程度ということで今郵政省のほうにお願いしておる次第でございす。

お願いしております委託局におきましても、収支は決してペイしてございせん。この有放接続局につきましても、もちろん、これだけをとりまえていけば、収支は赤になるといふふうにしてあります。

○説明員(金光昭君) 先ほど横川先生のお質問に、将来これは試験等の経費は高くなるのかどうか、こういった御質問があったように記憶しておりますが、それを補足いたしますと、現在三十三施設やりまして、わずかに二千五百の設備のうち一・二%やつておるだけであつて、残りの全部を推察することは非常に困難でございす。今日までやりました三十三施設は、規格はずれなものというところもございす。突拍子もなくあまり不完全なものは選ばれておりません。相当完備したところのものが選ばれておるといふものもございす。したがって、私ども若干心配いたしましたのは、今後千差万別と申します。いろいろな規格のものが出て参ります。はたしてそれに要する検査の経費等が今よりも安くなるか、高くなるか、実はちよつと心配な点がないでもございせん。やるなら、こちらも相当むずかしいものがある。幾らか手なれてゐるから、こゝろでいいじゃないかといふような要素も含めまして、先ほどのような金額を決定しておるわけであります。

○横川正市君 これは、公社としてはサービスをするという点は抜きにして、とんとんでやれる料金ということですか。それとも幾らかもうかる料金ですか。その点はどうですか。

○説明員(金光昭君) 先ほど来横川先生のおっしゃいましたように、地方の農村、漁村におきましては、現在の公社の電報電話局、あるいは郵政省にも

お願いしております委託局におきましても、収支は決してペイしてございせん。この有放接続局につきましても、もちろん、これだけをとりまえていけば、収支は赤になるといふふうにしてあります。

○横川正市君 この基本料金と加算額をもつて通話料金としておる。ところで、たとえば市内の場合の通話料金といふのをこれは取るわけですね。普通は基本料金の上に度数が重なつて料金が出るわけですが、市内の通話は、あれは料金をかけないで、いわゆる七円を取らないで普通通話をするのが建前じゃないかと思ひますが、これを今度の場合には、市内通話料金といふのを取ることになつてゐるんじゃないですか。どういふわけでしょう。

○説明員(千代健君) 今度の場合には、従来はございせんが、今度の法律改正によつて私どもが考へておるものは、一般の加入者と同様に、定額制の局、これは七円というものをちやうだいたしたしませんが、ただ、千葉とかさういったところの接続契約をなされる有放といふものにつきましては、これは基本料金といふもの、基本額でございす。それから加算額と、市内の度数料と、こういった工合に相なるわけでございす。

○横川正市君 これは、公社としてはサービスをするという点は抜きにして、とんとんでやれる料金ということですか。それとも幾らかもうかる料金ですか。その点はどうですか。

○説明員(千代健君) 今度の場合には、従来はございせんが、今度の法律改正によつて私どもが考へておるものは、一般の加入者と同様に、定額制の局、これは七円というものをちやうだいたしたしませんが、ただ、千葉とかさういったところの接続契約をなされる有放といふものにつきましては、これは基本料金といふもの、基本額でございす。それから加算額と、市内の度数料と、こういった工合に相なるわけでございす。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

○横川正市君 計算の基礎になつたものがあつて、その計算の基礎に従つて適正料金といふものがきめられたわけですが、これは試験回線ですか、これの範囲が全体のパーセンテージからすると一〇%くらいです。もつと低いんですか。全体にこれをやつた場合には、事実上これはオーパーするんですか、低くなるのですか。

み重なっていく、そういう格好に相なります。

○横川正市君 それから、受信通話の使用料と料金徴収事務費ですね、これは、それぞれ有線電話業者とそれから公社との間では、公社の場合には無料ということになるわけですか。

たとえば、有線電話業者が施設をした施設、それから電電公社が所有する施設、有線の加入者が電電公社の通話をする場合には有放側が電電公社に金を払う、それから電電公社の線から有線通信電話のほうへ通話がかかる場合には、公社から有放業者に料金を払う、こういういわゆる相互に、使用したほうが金を払うという、そういうシステムをとるのが、これは施設を持ったものが、お互いにこういうことが正しいんじゃないかと思ふんです。

それともう一つは、受信通話使用料、それから料金徴収事務費等は、これは公社側から有線電話業者へ支払うという形のものか正しいんじゃないかと思ふんですが、それはどういふふうになってますか。

○説明員(金光昭君) お答え申し上げます。

有線放送電話設備とこの公社線系との間に通話ができるようにするというところの場合に、どういったような考え方を、あるいはどういった接続の仕方をするかということについては、いろいろの考え方があつたと存じますが、今回は、現在御提案になつております改正法律案のように、接続通話契約という公衆電気通信法上の新しい公衆電気通信役務だという考え方に立ちまして、公社のほうで、有線放送電話業者から、すでにお持ちの有線放送電話設備によつ

て公衆電気通信役務の提供を受ける契約を結んで、そのために、公社では有線放送電話設備の交換台に至るまでの局線をつけるわけでございます。そういう考え方でいきますと、公社では、新しくこの法律で定められました接続通話契約というもので公社が公衆通信サービスを提供いたしますのは、有放の交換台までの通話ということでは、有放の公社の責任が終わるんだという考え方に相なるわけでございますので、公社の加入者から公社の電話局を通して有放の中に通話がなされる場合におきましても、有放の交換台まで公社線からの通話がなされまゝと、それによつて公衆電気通信役務というものが成立する。その交換台からさらに有放の内線電話まで通じるといふことは、それは当然そこで接続がなされるわけでありますが、少なくともこの法律の概念といたしましては、交換台まで通話が接続されるということになって、公衆通信役務が成立される、そういうことになりまゝすれば、ただいま先生のおっしゃいましたように、これによつて公社から有放業者に取扱い費を支払うといった問題がなくなる。かりにもし、この有放業者というものと公社というものとが対等の形で接続するといふたような観念を取りますならば、先生のおっしゃいますようなことも成り立つかと思ひます。これは、いろいろの検討の結果、有線放送電話といふことの基本的な性格等からいたしまして、ただいまのような法律案になつたわけでございます。

こういふことから申し上げますれば、今先生のおっしゃいました公社と有放業者との間で手数料を支払うというよりなこともございませう、また有放内部の電話から通話がなされる場合の取り扱い、それぞれ有放業者が公社に料金支払いをいたしました場合に、個々の内訳を作りまして、それぞれの通話をした有放の内線の加入者から料金を請求をいたします場合の手数料というようなもの、公社から支払うということとは観念上成り立たないということになりまして、そういうことをいたさなかつた次第でございます。

○横川正市君 監理官に、今の問題で、なるほど、法律を読んでおりましたので、ちよつと失念をいたしましたけれども、そうすると、有放所有の交換台が何回線そこから出ていようと、事実上のいわば加入というものは、全部回線を含めて交換台が一つ、それが一加入といふような意味で、電電公社とそれから有放関係の業者と提携する、こういう考え方で法律を作られたわけですか。

○政府委員(浅野賢彦君) 公社の公衆通信の提供義務は有線放送の交換台までということにしてございまして、有線放送電話の交換台をもつて一切の立場を分けております。ただ、今おっしゃいましたお話のうちに、たとえばあるビルが公社の電話を三本入れまゝと、また五本入れまゝと同一ような場合がございまして、有線放送の交換台までの間に公社の電話を三本入れ、また五本入れ、こういふことはあり得るわけでございます。と申しますのは、ある有線放送電話の中に加入者があつたといふいたしました場合に、その千人の加入者が案外接続して、もつた電話局の加入者とお話する機会が多い。こういう場合には、一回線

でありまゝと、しよつちゅう話中になります。そういう点を考慮いたしまして、二本でも三本でも、公社の予算的または技術的に許す限り、要望に応じて引っぱることはできるわけでございます。その場合には、公社の加入電話が入つた数だけ加算額を払う、こういったことになりまゝです。

いずれにいたしましても、有線放送の交換台から内部の問題は、今金光聖事が御説明になりましたように、これは有放内部の問題でありまして、その千人の加入者相互の問題、またいろいろなお互いの内部の放送をする場合には電話はとめる、いろいろなそういう問題は有線放送内部の問題といたしまして自主的にきめる、こういうことにはいたしまして、有線放送電話に關する限り、交換台をもちまして一切関係は相互にないよう、一応割り切つた形で今回の法律案を御提案いたしました次第でございます。

○横川正市君 何か、少し私設電話と同じような取り扱いですね。結局、私設の交換台までは公社の電話が何本入つておつても、それは本数に従つて料金を払う。それから各部屋に引かれた私設の受話機は、これはもう何本引いてあつても、それは私設の交換台を据えつけた会社なりその他が責任を持つと、こういう考え方はどうですか。たとえば、今のようにな不完全な受話機で通話をするという状態から、だんだん高度なもので、先ほど参考人が言つたように、個々の加入者が加入したと同一ような状態で通話ができる、そういうふうになつていふ場合には、しか

もそれが十個とか十五個とかいふのじゃなくて、何百も通話をする、そういうことになると、対等ということでは、これはとてもできませんけれども、私設の交換台とはいささか取り扱いは違へていいのではないかと思ひますけれども、これはどういふふうか、考え方としては。

○政府委員(浅野賢彦君) この法律案を検討いたしました過程におきまして、いろいろの場合を考慮いたしまして検討したわけでありまして、ただいまの御意見のような場合も考えましたし、また公社から委託をするといった場合も考えたわけでございます。いずれにいたしましても、この有線放送電話が、放送と簡易電話の合体したものでありまして、非常にまた、二千六百それぞれが様式が異なつておるわけでございます。そういう場合に、委託の形であつて、またそういう対等で公衆通信業務といたしますと、お互いに責任の問題が非常にやつかいになつて参ります。この際は、有線放送電話が非常に種々雑多な形であるといふことになり、いろいろな問題を生じないよう切つて参りましよう、こういうことか、その点の分担をはつきりいたした次第であります。同時に、お話のように、PBXの場合でありますと、PBXの内線電話機一個につきまして六十円とか、幾らでありますか、お金を取つておられますが、従来試験設備の場合には、同じような形で、内線電話機一個につき十五円ずつ取つておりましたのを、今回はこれをやめまして、内線電話機からは一銭も取らない、そのかわり、先ほど公社側から御説明申

し上げましたように、検査もいたしまし、それから交換の助言等いろいろ親切にやる、こういつたこと等の費用等を考えまして、加入電話の数に従って、結局、公社が有線放送の交換台まで引っぱりました局線の数に従って加算額をいただく、こういう体制を考へておる次第でございます。

○横川正市君 これは、いろいろな資格というか、人間であれば人格ですが、そういう業態に対してどういふ認定をするか、というの、これは一つでなくて、幾つかあるということなら、その点はやはりある程度相手側の持つております資本の投入された形態なものでありますから、ある程度これは認めていくというようなのが正しいやり方だと思ふのです。そういう意味で、この点は少しさらに検討していただくようにお願いしたいと思ふのですが、これと少し関連性もあるのじゃないかと思ふのですが、それなら、その放送業者の持つております施設に対するいわゆる交換扱いだとか、保守担当者教育とか指導、こういったものはどういふ形で行なわれますか。

○説明員(金光昭君) お答え申し上げます。

有放電話が公社線系と接続されます際には、すでに有線放送電話として存在しておるわけでございます。あとで接続されますので、交換の取り扱い、交換手等については、当然その前におきまして何らかの形において訓練をされておるわけでございます。その訓練については、公社のほうでも何らかの援助をしたらどうかということであれば、もちろんわれわれのできます範囲内において御援助申し上げるわけでございます。

でございます。現在におきましては、すでに公社線に接続されます前に交換取り扱いがなされておるわけでございまして、一定の技能を当然お持ちのわけでございます。なお、工事担任者につきましては、これはやはり公社線系に接続されます前に、有線放送電話施設を新しくお作りになるわけでございまして、その作られたときに、当然ある程度の技術を持ったところの工事業者にこれを請け負わせて工事をやつておられるわけでございしますので、それらの点につきましては、お作りになることとはわれわれのほうとしてはタッチしないわけでございしますが、いよいよ接続の場合におきましては、たまたま申し上げましたような、一定の技術基準というものによって、その技術基準を満足しておるものについては接続する。

「理事松平勇雄君退席、委員長着席」

その後におきまして保存等につきましても、一定の技術基準に合致した保存をしていただくわけでございしますが、この保存の場合におきまして、この保存に従事されるところの工事担任者につきましては、従来は、試験の場合におきましては、一定の資格というものを試験によつてはつきりと資格を付与していただくわけでございしますが、今回の法律におきましては、そこまでのことは今度はいたさないで、ある程度の技能を持つておられる、その技能を何らかの方法によつて認めるといったような方法でやつていただろうかというふうに考へておるわけでございします。

○横川正市君 私設交換の場合には、公社のほうである程度講習が何かするわけですね。全然しろうとがすぐ私設交換の交換台につくというのではないうわけでしょう。その点はどうですか。

○説明員(金光昭君) お答え申し上げます。

PBXの交換手につきましては、一定の資格を要求しているわけでございします。このためには、公社自体でも、求めに応じてやつていられる場合もございします。あるいは、公社の外郭団体、そういったようなものがPBXの交換手の養成訓練をやつていられるというものもございします。何にいたしましても、一定の交換技能あるいは交換取り扱いについての知識というものを試験によつて資格付与する、あるいは現公社の交換手等で、すでにそういったものについての知識技能を持つておる者につきましては認定をして、資格を付与するといふようなやり方をやつております。

○横川正市君 そうすると、こういうふうには理解してよろしいですか。たとえば、財団法人、社団法人の全国有線放送電話協会というふうなものが、交換手とか、あるいは保守担当者に対して技術認定のできるような、そういう指導的な立場に立つて業務に従事する者を教育した場合には、電電公社として、別にそれに対してとかくは言わない、こういうことになりませんか。

○説明員(平山温君) お答え申し上げます。

そういった今のお話のように、有線放送協会が交換手あるいは技術者に対して指導訓練をされる、それでレベル・アップをされるということは、たいへん

んけつこうなことだと思ひますが、私どもとしては、そのことは大いに参考にしていただきたいと思います。そのものずばりが、私どもの考へている保守または交換手の場合に無条件になるかどうかということにつきましては、具体的な問題につきましましてさらに検討させていただきたいと思ひますが、そういう問題につきましましては十分参考にはいたしたいと思ひます。

○横川正市君 これは電氣的な技術者ですから、あまりいいかがわしい格好では管理するといふわけにはいかぬでしょうが、そういうことを望まないという状態もあるわけですから、この点は両面から検討するようにしていただきたいと思ひます。

大体私の質問をいたしたいと思つておつたことは以上でございますけれども、依然として、それぞれの答弁の中で、私どもとして感ずる幾つかの問題があるわけですが、その最も重点といたすのは、有放というものが、いわゆる国の一つの行政上必要なものとしてこれを認可、承認をするという以前に、自然発生的にできてきたということから、既成の組織との間にいろいろと各種の問題で依然としてまだ未解決あるいは利害相反するといふ、こういう面も多々あるような面も散見されるわけでありまして、そういった事情といふものが、まだ十分説明をされておらないと思ひますが、やはり農山漁村の必要に迫られて発生したという事実に対しては、ぜひひとつ、関係の向きで十分これを、発生してき

た趣旨に従つて便利を供与することのできるように、なお一その御検討をいただくように、私のほうからも強く御期待申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(光村基助君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(光村基助君) 御異議ないと認めます。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○野上元君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案に対して賛成の討論を行ないます。

今さら私から申し述べるまでもなく、電話発達のいかんは、その国の政治、経済、文化の消長のバロメーターであつて、とりわけ、スピードを重んぜられる近代社会においては、いよいよその重要性を増大するに至つたのであります。わが国においても、政府の高度経済成長政策にタイアップして、電信電話公社がいち早く電話の長期拡充計画を作成して、すみやかに実行に移された事実は、そのことを端的に物語つていふと思ひます。

しかしながら、政府の高度経済成長政策は、必ずしも当初の計画どおりに進んでおりません。すなわち、物価問題を中心に、大きな障害にぶつかつ、かつ、多くのひずみを露呈するに至つたのであります。電話の拡充もまた、計画実行を急ぐのあまり、弊害が

生まれないとは何人も断言できないところであろうと思ひます。すなわち、法人あるいは諸団体と個人との間の厚薄、あるいは都市、農村間のギャップ等、予想される幾多の困難な問題が横たわっているのではありません。ただいまこの法律を改正せんといたしておられますことが、何にもましてその間の事情を雄弁に物語っていると思うのであります。

終戦時、完膚なきまでに破壊されたわが国の通信施設をすみやかに復旧し、さらに飛躍的發展を遂げない將來に期待できるまでの段階にこぎつけられた公社首脳部及び職員各位の異常なる御努力に對しましては、深く敬意を表するものであります。なお、公衆電気通信法第一条の精神、すなわち優秀な技術を低廉に、しかもあまねく提供することができるようになるために、電話事業が持つておられます経済性と合理性との關係に一そうの意を用い、国民の期待にこたえていただきたいことを特に要望申し上げ、かつ、次のごとき附帯決議を付して賛成の討論といたします。

次に附帯決議案を朗読させていただきます。

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

日本電信電話公社の農山漁村地帯における電話の普及は、今なお十分でないため、有線放送電話との接続を認めざるを得なかつたのである。よつて、政府及び公社当局は、更に一層、これら農山漁村における公社の電話設備を拡充し、サービスを改善してその本来の使命達成に努める

とともに、有線放送電話のこれら地帯の向上發展に果してはいる役割の大きなにかんがみ、適切な措置を行なうべきである。

右決議する。

以上でございますので、願わくば、満場の御賛同を賜りたいと存じます。

○新谷寅三郎君 私は、自由民主党を代表いたしました、本法律案及び野上委員御提案の附帯決議案に賛成するものであります。

本案は、わが国の農山漁村における電気通信事情にかんがみ、有線放送電話設備が、放送と電話との二つの機能を有しておる簡易な通信手段であるという特殊性を生かしまして、この際、これらの地域における経済、文化等の發展に寄与せしめようというものであるとして、まことに時宜を得たものであると考へます。

ただ、この機会に付言しておきたいことは、郵政当局及び電電公社におかれましては、すみやかに、農山漁村等、いわゆる僻地に対する通信政策を確立して、年次計画等により、簡易低廉なる電話施設を普及するように、最善の努力を払われるとともに、本案の実施にあたりましては、あくまでも、通信政策の基本に障害を与えないよう慎重に配慮しつつ、この範囲内において、各地の有線放送電話の実情を勘案し、あとうり限り、その活用あらしめるよう措置すべきであると考へます。

以上をもつて私の討論を終わります。

○委員長(光村甚助君) 他に御発言もなければ、討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(光村甚助君) 御異議ないと認めます。

これより、採決に入ります。

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(光村甚助君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(光村甚助君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたしました。

次に、討論中に述べられました野上元君提出の附帯決議案を議題といたします。

野上君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(光村甚助君) 全会一致でございます。よつて、野上君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、郵政大臣及び日本電信電話公社總裁より発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(小沢久太郎君) ただいま公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会におきまして慎重御審議の結果、全会一致をもつて御可決いただきました、ありがたく御礼申し上げます。

今後この法律の施行にあたりましては、御審議の際における御意見を十分体し、なお、附帯決議の御趣旨に沿うよう、適切な運用を期していく次第でございます。

○説明員(大橋八郎君) 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案につきましては、慎重審議の上、本日御可決いただきました、まことにありがたうございました。厚くお礼を申し上げます。

なお、審議の際及び附帯決議のうちにお述べになりましたいろいろの事柄につきましては、十分御趣旨に沿うように、さらに検討を加えて、できるだけ早く実行に移したいと考へております。まことに、ありがたうございました。

○委員長(光村甚助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

昭和三十一年七月六日印刷

昭和三十一年七月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局